

建設委員会報告資料

令和 8 年 7 月 1 日

報告事項件名	頁
(1) ドッグラン試行設置に向けた意向調査の実施について	2
(2) 区立公園内の野球場への日除け設置について	6
(3) 移動式プレーパーク事業における 令和 7 年度の実施結果及び令和 8 年度の進め方について	8
(4) (仮称) 舎人三丁目第二公園整備工事について	1 1
(5) 密集市街地における防災まちづくりの取組み状況について	1 5
(6) 細街路整備事業の取組み状況について	2 1
(7) 「東京都における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例」の 制定について	2 3
(8) 足立区在宅避難に努めるマンションへの 防災備蓄品購入助成金交付要綱の改正について	3 0
(9) 花畑二丁目生コン工場への対応状況について	3 9
(10) 老朽建築物等対策事業の取組みについて	4 2
(11) 住宅セーフティネット制度による 低廉家賃公社住宅の入居者募集の結果について	4 4
(12) 住宅政策審議会の開催結果について	4 6
(13) 大谷田地域における区営住宅の集約建替えについて	4 7

(都市建設部)

建設委員会報告資料

令和8年7月1日

件名	ドッグラン試行設置に向けた意向調査の実施について
所管部課名	道路公園整備室パークイノベーション推進課
内容	区内におけるドッグランの試行設置に向けて、以下のとおり意向調査を実施するため報告する。 1 試行設置の候補地 荒川河川敷（新田わくわく♡水辺広場の一部）に試行設置を検討している。  2 河川管理者へのヒアリング 令和8年4月16日に河川管理者である荒川下流河川事務所にヒアリングした結果、以下のとおりであった。 (1) 出水時に撤去や転倒ができる構造であれば<u>設置は問題ない</u>。 (2) 詳細については、計画時に改めて確認する。

3 意向調査（アンケート）の実施について

ドッグランの試行設置について、当該公園利用者および近隣住民等に対して、以下のとおり意向調査を行う。

(1) 実施時期

令和8年7月上旬～8月下旬

(2) 調査方法

ア インターネットによる回答（足立区オンライン申請システム）

イ 回答用紙による回答（窓口受取り、FAX等）

(3) アンケート内容（別紙参照 P4～5）

ア 試行設置への賛成、反対

イ 賛成、反対の理由

ウ 設置の場合の配慮事項

(4) 周知方法

ア 新田わくわく♡水辺広場内に二次元コードを掲示

イ 新田地区の町会、自治会、近隣住宅にチラシを配布

ウ 足立保健所生活衛生課窓口や近隣の動物病院でチラシを配布

エ 足立区ホームページに掲載

4 今後の予定

時 期		内 容
令和8年度	7月上旬	アンケート実施
	9月上旬	アンケート集計 集計結果から、試行実施の可否を検討 (集計結果は建設委員会にて報告予定)
令和9年度		試行設置に概ね賛同が得られた場合、施設設計及び工事、試行開始 ※ 設置後に改めて意向調査を実施し、本格設置に向けた方向性を検討



＼ご意見をお聞かせください／ 新田わくわく♡水辺広場 ドッグラン試行設置 アンケート

回答期間

8/31
まで

足立区では、荒川河川敷内の「新田わくわく♡水辺広場」に、「ドッグラン※」の試行的な設置を検討しています。地域の皆さまや愛犬家の皆さまに率直なご意見をお聞かせ頂きたく、アンケートへのご協力をお願いします。

なお、現時点ではドッグランの試行の実施は決まっていません。実施の可否は、アンケート結果等をふまえて決定いたします。

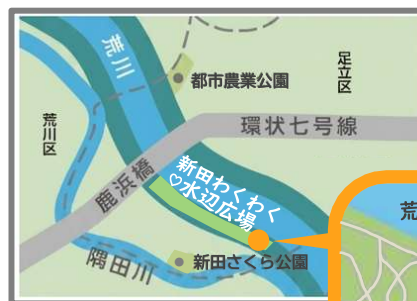
※ 柵に囲まれたスペースで、飼い主の管理の下、リードを外した犬が自由に走り回れる施設



回答方法

WEBもしくはFAX等

- ・WEB 2次元コードから回答をお願いします
- ・FAX 回答用紙に記入し、03-3880-5619へFAX送信
- ・窓口 回答用紙に記入し、新田区民事務所（足立区新田2-2-2）窓口設置の回収箱へ投函



回答用紙は裏面へ

お問い合わせ | 足立区パークイノベーション推進課計画推進係
電話 03-3880-5423/FAX 03-3880-5619
メール midori@city.adachi.tokyo.jp



1 ご自身について教えてください（それぞれあてはまる番号に1つ○をしてください）

【居住地】 1. 足立区内(新田一～三丁目) 2. 足立区内(1以外) 3. 足立区外

【犬の飼育】 1. 犬を飼っている 2. 犬を飼っていない

↳ 【ドッグラン利用経験】 1. あり 2. なし

**2 「新田わくわく♡水辺広場」にドッグランの試行設置をすることについて
どう思いますか（あてはまる番号に1つ○をしてください）**

1. 賛成 2. どちらかといえば賛成 3. どちらともいえない
4. どちらかといえば反対 5. 反対

**3 2の回答を選んだ理由を教えてください
（あてはまる番号に○（複数回答可）もしくは その他に記入してください）****【1・2（賛成・どちらかといえば賛成）を選んだ方】**

1. 犬を安全に遊ばせる場所が必要 2. 犬の運動不足やストレス解消につながる
3. 飼い主同士の交流の場が生まれる 4. 区や河川敷の魅力向上につながる
5. 期間限定なら試してもよいと思う 6. その他（ ）

【3（どちらともいえない）を選んだ方】

1. 管理体制次第 2. 利用ルール次第 3. 他の利用者とのすみわけの仕方次第
4. 実際の試験運用を見て判断したい 5. 情報が限られており判断が困難
6. その他（ ）

【4・5（反対・どちらかといえば反対）を選んだ方】

1. 鳴き声などの騒音やにおいが心配 2. 糞や尿などの衛生面が不安
3. 犬が苦手、アレルギーがある 4. 早朝夜間などルールを守らない利用への懸念
5. 一部の利用者向けの施設のため 6. 試行設置後、そのまま常設される懸念
7. その他（ ）

**4 ドッグラン試行設置について、気になること、必要なルールや工夫があれば
教えてください（あてはまる番号に○（複数回答可）もしくは その他に記入してください）**

1. 利用時間の設定 2. 犬の大きさによるエリアの分け 3. 糞尿の処理のルール
4. におい・騒音・衛生対策 5. 車での来場の可否 6. 日常の管理体制
7. 緊急時の安全対策 8. 水道の設置 9. 利用者マナー 10. 特になし
11. その他（ ）

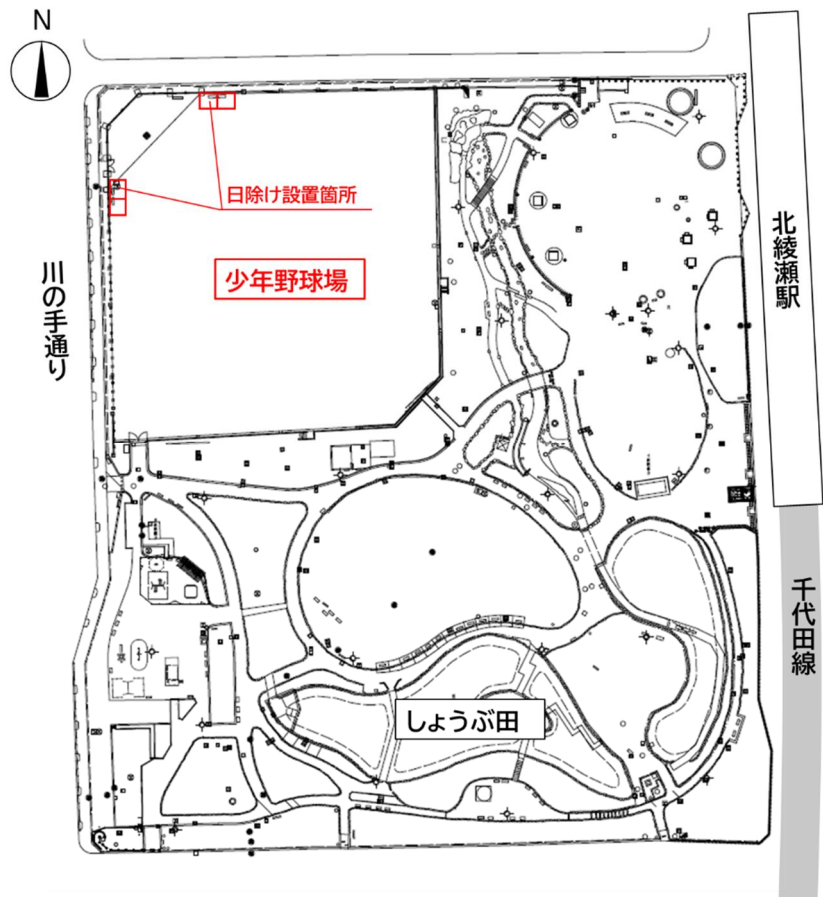
質問は以上です。ご協力ありがとうございました。



建設委員会報告資料

令和8年7月1日

件名	区立公園内の野球場への日除け設置について
所管部課名	道路公園整備室パークイノベーション推進課 道路公園整備室公園維持課
内容	区立公園内の野球場への日除け設置について、以下のとおり進めるため報告する。 1 これまでの経過 (1) 令和6年度に荒川河川敷の有料施設に設置（64基） (2) 設置状況の写真  写真1（河川敷野球場） 2 しょうぶ沼公園への日除け設置に関する検討状況 (1) 利用団体へのヒアリング ア 日除けは、よしずを被せる簡易的な構造が良い（写真2） イ ダグアウトのような構造は前面の支柱が邪魔（写真3） (2) しょうぶ沼公園野球場へは令和8年度中に日除けを設置  写真2（日除けよしず）  写真3（ダグアウト）



3 今後の方針

令和10年度末までに、日除けを設置できるスペースがある区立公園の野球場へ設置するように進めていく。

年 度	内 容
令和8年度	しょうぶ沼公園野球場へ設置
令和8、9年度	ア 区立公園野球場のスペース調査 イ 利用団体へヒアリング
令和9、10年度	設置できるスペースがある区立公園の野球場へ設置

建設委員会報告資料

令和8年7月1日

件名	移動式プレーパーク事業における令和7年度の実施結果及び令和8年度の進め方について								
所管部課名	道路公園整備室パークイノベーション推進課								
内容	移動式プレーパーク事業における令和7年度の実施結果及び令和8年度の進め方について、以下のとおり報告する。 1 令和7年度の実施結果（別紙参照 P10） （1）事業概要 委託事業者が遊び道具や材料を載せた車で公園へ出向き、子どもたちが自ら考え、のびのび遊ぶ場「プレーパーク」を区内10公園で開催 （2）開催日時 毎週水曜日、木曜日、土曜日 午後1時～午後4時 （3）実施期間 10月23日（木）～3月28日（土） （4）実施回数 57回（当初開催予定60回） 悪天候により5回中止、曜日や時間を変更し2回追加 （5）参加者数 延べ1,518人（保護者含む） 2 令和7年度実施から見た課題と今後の方針 <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和7年度実施から見た課題</th><th>今後の方針</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 回数を増やしてほしいという声が寄せられている公園がある一方で、参加者が少ない公園もある</td><td rowspan="2">参加者の少ない公園での開催を取りやめ、参加者の多い公園での開催を増やすことを検討する</td></tr> <tr> <td>イ 月1回では活動が定着しづらく、継続した遊びになりにくい</td></tr> <tr> <td>ウ 単年度契約・競争入札では、委託事業者の経験が引き継がれない</td><td rowspan="2">複数年契約など委託方法を検討する</td></tr> <tr> <td>エ 子どもたちが顔を覚えたスタッフが毎年度入れ替わる</td></tr> </tbody> </table>	令和7年度実施から見た課題	今後の方針	ア 回数を増やしてほしいという声が寄せられている公園がある一方で、参加者が少ない公園もある	参加者の少ない公園での開催を取りやめ、参加者の多い公園での開催を増やすことを検討する	イ 月1回では活動が定着しづらく、継続した遊びになりにくい	ウ 単年度契約・競争入札では、委託事業者の経験が引き継がれない	複数年契約など委託方法を検討する	エ 子どもたちが顔を覚えたスタッフが毎年度入れ替わる
令和7年度実施から見た課題	今後の方針								
ア 回数を増やしてほしいという声が寄せられている公園がある一方で、参加者が少ない公園もある	参加者の少ない公園での開催を取りやめ、参加者の多い公園での開催を増やすことを検討する								
イ 月1回では活動が定着しづらく、継続した遊びになりにくい									
ウ 単年度契約・競争入札では、委託事業者の経験が引き継がれない	複数年契約など委託方法を検討する								
エ 子どもたちが顔を覚えたスタッフが毎年度入れ替わる									

3 令和8年度の進め方

(1) 令和7年度からの変更点

ア 令和7年度との比較

	令和7年度	令和8年度
開催回数	57回	約100回予定
開催時期	10月～3月	5月～3月
開催日	水曜日、木曜日、土曜日	水曜日、木曜日、土曜日
開催時間	午後1時～午後4時	午前10時～正午 午後1時～午後4時30分 (冬季は午後4時まで)
休止期間	年末年始	7～8月、年末年始

イ 年度契約に変更し、4月1日契約締結。1か月程度準備期間とし、
5月13日(水)から開始

ウ 未就学児とその保護者の参加を見込み、**午前中も開催**

エ 参加者と委託従事者の熱中症対策のため**夏期休止期間を追加**

(2) 開催場所・開催曜日の検討

ア 5～6月は令和7年度と同じ10公園で開催。下表のとおり一部の公園の開催曜日を入れ替え、公園ごとの需要把握を継続。

イ 9月以降は、5～6月の開催を見て**参加者の少ない公園の開催を取りやめ、試験的に参加者の多い公園の開催を増やす。**

開催場所	令和7年度	令和8年度
島糰屋公園	第一・第三水曜日	変更なし
檜ノ木公園	第二・第四水曜日	変更なし
弘道中央公園	第一木曜日	変更なし
江北平成公園	第二木曜日	第三土曜日※1
谷中公園	第三木曜日	第四土曜日※2
伊興公園	第四木曜日	変更なし
新田さくら公園	第一土曜日	変更なし
五反野コミュニティ公園	第二土曜日	変更なし
入谷中郷南恐竜公園	第三土曜日	第二木曜日※2
尾竹橋公園	第四土曜日	第三木曜日※2

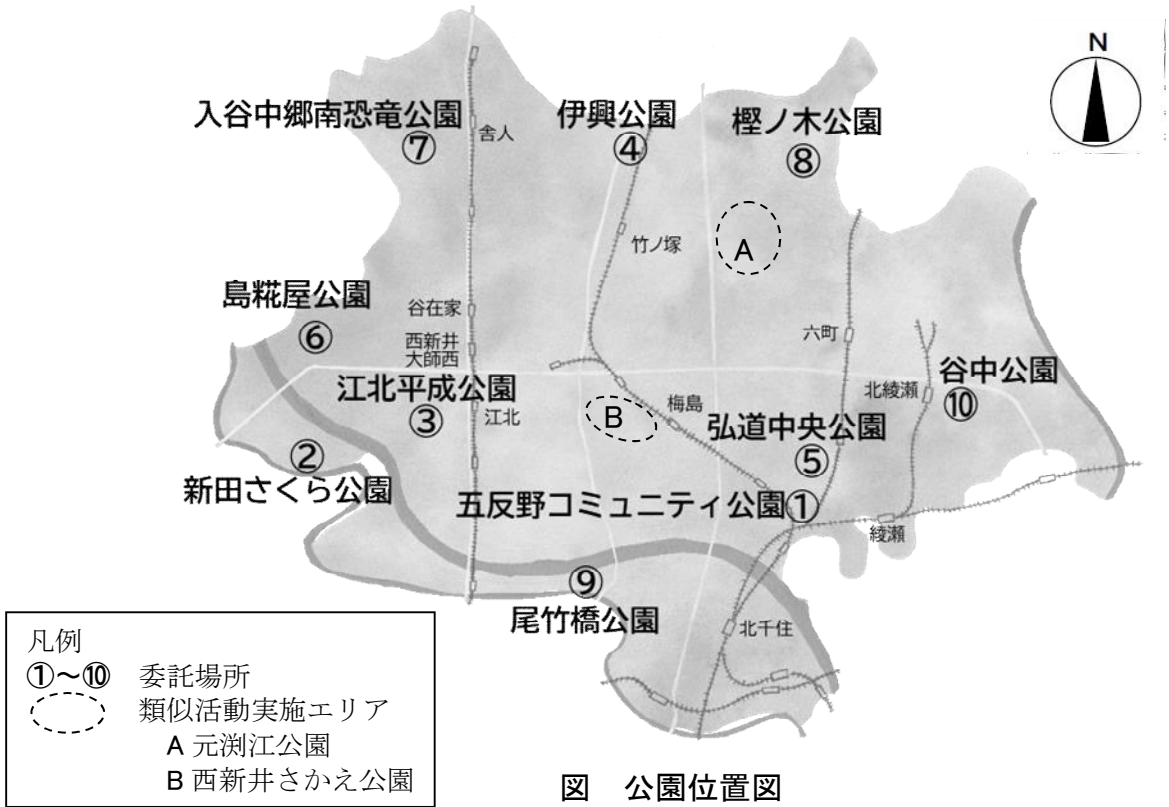
※1 江北平成公園は、平日開催で参加者が多かったため、休日にも需要があるか検証する。

※2 谷中公園・入谷中郷南恐竜公園・尾竹橋公園は、小学生の参加者が特に少なかったため、曜日を入れ替えて検証する。

公園ごとの実施回数と参加人数

No	公園名※ ¹	開催曜日	実施回数	参加人数（人）				
				平均※ ²	合計	未就学児	小学生以上	保護者
①	五反野コミュニティ公園	第二土曜日	5回	76(53)	378	113	152	113
②	新田さくら公園	第一土曜日	3回	71(51)	214	110	44	60
③	江北平成公園	第二木曜日	5回	33(28)	165	26	114	25
④	伊興公園	第四木曜日	5回	26(22)	130	4	105	21
⑤	弘道中央公園	第一木曜日	5回	26(20)	131	31	70	30
⑥	島糺屋公園	第一・第三水曜日	10回	19(17)	190	16	158	16
⑦	入谷中郷南恐竜公園	第三土曜日	5回	17(10)	86	39	10	37
⑧	榎ノ木公園	第二・第四水曜日	7回	15(14)	102	4	91	7
⑨	尾竹橋公園	第四土曜日	7回	11(6)	77	35	6	36
⑩	谷中公園	第三木曜日	5回	9(5)	45	18	8	19
合計			57回	27(20)	1,518	396	758	364

※1 平均参加人数の多い順。
※2 1回ごとの平均参加人数は、小数第一位を四捨五入した値。（ ）は子どものみの平均値。



実施の様子

1 遊びの様子

工作やお絵かき、昔遊び（コマ、ベーゴマ、けん玉）、鬼ごっこや大縄跳びなど大人数で体を動かす遊びなどを実施した。



2 人気の傾向

特に人気のあった遊びは下表のとおりである。また、昔遊びは、場所や年齢を問わず人気があった。

分類	未就学児	小学生
工作	段ボールなどでの工作やお絵かき ビニール袋を使った凧づくりと凧揚げ	木の板などの工作・色塗り 木の端材を使用した砂遊び
動的な遊び	大縄跳び（年長児）	鬼ごっこ 大縄跳び 竹ぽっくり遊び（縄でつくったコースでの競争・鬼ごっこ）

3 参加者や公園利用者の反応

- (1)「開催を楽しみにしていた」「楽しかった、また参加したい」「次はいつですか」といった声を毎回いただいた。
- (2)「見守りのスタッフがいるので安心して遊ばせられる」という保護者からの声も寄せられた。
- (3)公園利用者や近隣の方（主に高齢者）にも、関心を持って声をかけていただき、昔遊びを懐かしんで子どもたちに教える姿も見られた。

建設委員会報告資料

令和8年7月1日

件名	(仮称) 舎人三丁目第二公園整備工事について
所管部課名	道路公園整備室パークイノベーション推進課
内容	(仮称) 舎人三丁目第二公園の整備予定について、以下のとおり報告する。 1 位置図・現況写真 (1) 位置図  (2) 現況写真  計画地全景（北西側より）。現地は更地化されている。

2 これまでの経緯

年 月	内 容
令和4年3月	都市計画決定
令和4年6月	事業認可取得、用地取得
令和5年6月～令和6年8月	基本設計委託
令和6年3月	アンケート実施（半径250m）
令和6年11月～令和8年3月	詳細設計委託
令和6年6月	地元説明会開催
令和7年2月	設計（案）を確定 （別紙（1）平面図参照 P13）

3 整備イメージ（別紙（2）整備イメージパース参照 P14）

（1）テーマ

「足立の農文化をつなぐ公園」

（2）主な整備内容

ア 公園ゾーン

駐車場、遊具（インクルーシブ遊具含む）、健康器具、広場、
テーブル、ベンチ、トイレ

イ 農園ゾーン

収穫・栽培体験エリア、管理棟

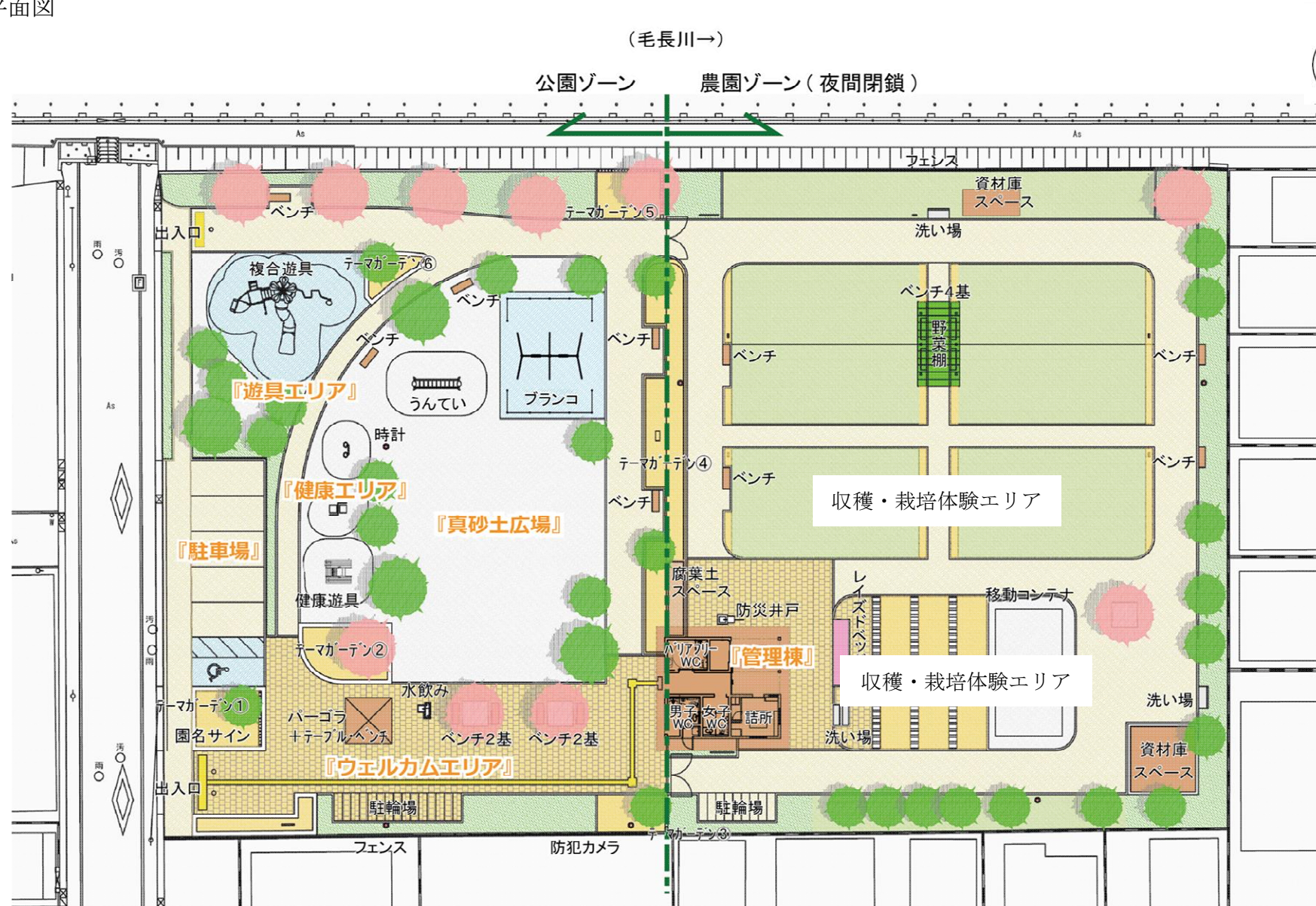
4 今後の予定

年 月		内 容
令和8年	8月中旬	仮契約
	9月	第3回定例会へ付議
令和8年10月～令和10年3月		整備工事（予定）
令和10年4月		開園（予定）

イメージ図

(仮称) 舎人三丁目第二公園

(1) 平面図

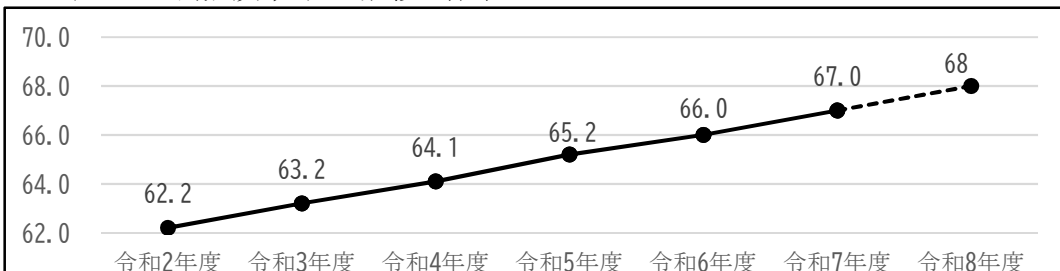


(2) 整備イメージパース



建設委員会報告資料

令和8年7月1日

件 名	密集市街地における防災まちづくりの取組み状況について							
所管部課名	建築室建築防災課							
内 容	不燃化特区、密集市街地整備事業及び都市防災不燃化促進事業の取組み状況について、以下のとおり報告する。							
	1 不燃化特区（不燃化推進特定整備事業）（別紙1参照 P19）							
	不燃化特区区域の不燃領域率（まちの燃えにくさを示す指標）を向上させるため、老朽建築物の除却や不燃化建替えに伴う工事費の一部を助成する。							
	(1) 都の補助金交付事業。昨年度に再指定手続きを行い、事業期間を今年度から令和12年度まで5年間延伸した（目標値70%以上）。							
	(2) 今年度より不燃化建替えについて、建築費の助成額約3割増額及び、高齢者の二世帯住宅に一律200万円加算の助成拡充を行った。							
内 容	(3) 不燃領域率は、表2のとおり毎年1%前後向上してきた。令和7年度末時点では67.0%であった。							
	表1 不燃化推進特定整備事業の令和6、7年度実績と8年度予定 上段 件数、下段 助成額（千円）							
	地区名 (地区面積)	老朽建築物除却			不燃化建替え			別紙1
		6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	
	足立区中南部 一帯地区 (646.2ha)	191 件 394,754	200 件 420,051	218 件 457,800	20 件 99,270	21 件 102,227	24 件 128,000	(1)
西新井駅西口 周辺地区 (54.8ha)	19 件 43,446	14 件 30,305	20 件 42,000	4 件 20,565	5 件 25,771	8 件 44,000	(2)	
	合計	210 件 438,200	214 件 450,356	238 件 499,800	24 件 119,835	26 件 127,998		32 件 172,000
表2 不燃領域率の推移 (%)								
								

2 密集市街地整備事業（別紙1参照 P19）

防災生活道路の拡幅、公園・プチテラスの整備及び老朽建築物の除却などを進める。

（1）国及び都の補助金交付事業である。

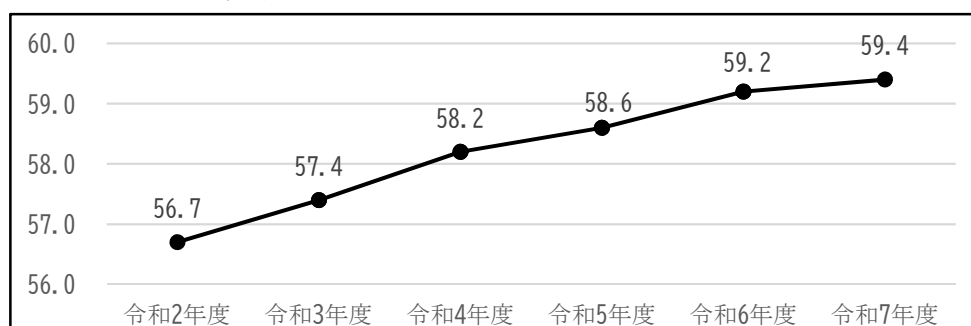
（2）事業期間は、西新井駅西口周辺地区は令和12年度、千住西地区は令和10年度、柳原一・二丁目地区は令和16年度までとなっている。

表3 密集市街地整備事業の令和6、7年度実績と8年度予定

地区名《地区面積》 〔令和7年度末 不燃領域率〕 ()内は前年度比		令和6年度 金額（千円） 【面積（㎡）】	令和7年度 金額（千円） 【面積（㎡）】	令和8年度 金額（千円） 【面積（㎡）】	別紙1
西新井駅 西口周辺地区 《51.4ha》 〔59.0% (+0.9%)〕	道路 整備	12,386 【34.77】	15,915 【68.57】	18,150 【55.00】	①
	公園 整備	0 【0.00】	30,326 【105.75】	0 【0.00】	
	用地 取得	87,405 【43.13】	141,836 【62.08】	92,950 【33.17】	
千住西地区 《60.8ha》 〔60.9% (+0.7%)〕	道路 整備	1,540 【2.65】	11,482 【33.11】	4,800 【11.54】	②
	公園 整備	19,276 【84.02】	0 【0.00】	19,700 【50.35】	
	用地 取得	70,941 【22.95】	266,635 【118.13】	253,280 【76.13】	
柳原一・二 丁目地区※ 《28.4ha》 〔56.7% (+0.8%)〕	道路 整備		0 【0.00】	18,578 【27.32】	③
	公園 整備		0 【0.00】	0 【0.00】	
	用地 取得		9,891 【8.50】	71,650 【44.94】	
合計		191,548	476,085	479,108	

※ 柳原一・二丁目地区は令和7年度から事業を行う。

表4 不燃領域率の推移（事業地区の平均）（%）



令和4年度までは、西新井駅西口周辺地区、千住西地区及び千住仲町地区の平均

令和5・6年度は、西新井駅西口周辺地区及び千住西地区の平均

令和7年度以降は、西新井駅西口周辺地区、千住西地区及び柳原一・二丁目地区の平均

3 都市防災不燃化促進事業（別紙2参照 P20）

延焼遮断帯となる都市計画道路沿道30mの不燃化促進区域において、不燃建築物の新築工事等の助成により沿道の不燃化を促進し、延焼遮断帯を形成する。

- （1）国及び都の補助金交付事業である。
- （2）昨年度、国の要綱改正により建築助成額が約3割増額された。これを受け、令和7年10月から同様に建築助成額を増額した。
- （3）補助第138号線西新井駅西口その1工区地区（ウ）は、昨年度に事業延伸手続きを行い、令和12年度まで延伸した。
- （4）補助第255号線梅島三丁目地区（ケ）は、令和5年度時点における不燃化率が59.9%と低い上、昨年度中に街路事業の事業化及び用途地域等も変更したので、今年度中に都へ事業導入手続きを行い、令和9年度からの事業導入を目指す。

表5 各地区の令和7年度末の不燃化率と事業期限

路線	地区及び別紙2位置図	不燃化率※	事業期限
補助 第136号線	ア 扇・本木	62.2% (+1.1%)	令和12年3月末
補助 第138号線	イ 興野・本木	53.2% (+0.2%)	同上
	ウ 西新井駅西口 その1工区	53.8% (+0.4%)	令和13年3月末 【事業延伸】
	エ 西新井駅西口 その2工区	54.4% (+0.1%)	令和11年3月末
補助 第261号線	オ 西竹の塚	50.4% (±0.0%)	令和12年3月末
	カ 伊興・西伊興	60.3% (±0.0%)	令和16年3月末
補助 第109号線	キ 神明・北加平	56.6% (+0.6%)	同上
補助 第138号線	ク 江北地区	61.7%	令和18年3月末 【新規事業導入】
補助 第255号線	ケ 梅島三丁目地区	59.9%	【事業導入予定】

※ 上段 不燃化率、下段 () 前年度比

表6 都市防災不燃化促進事業の令和6、7年度実績と8年度予定
上段 除却件数、下段 助成額（千円）

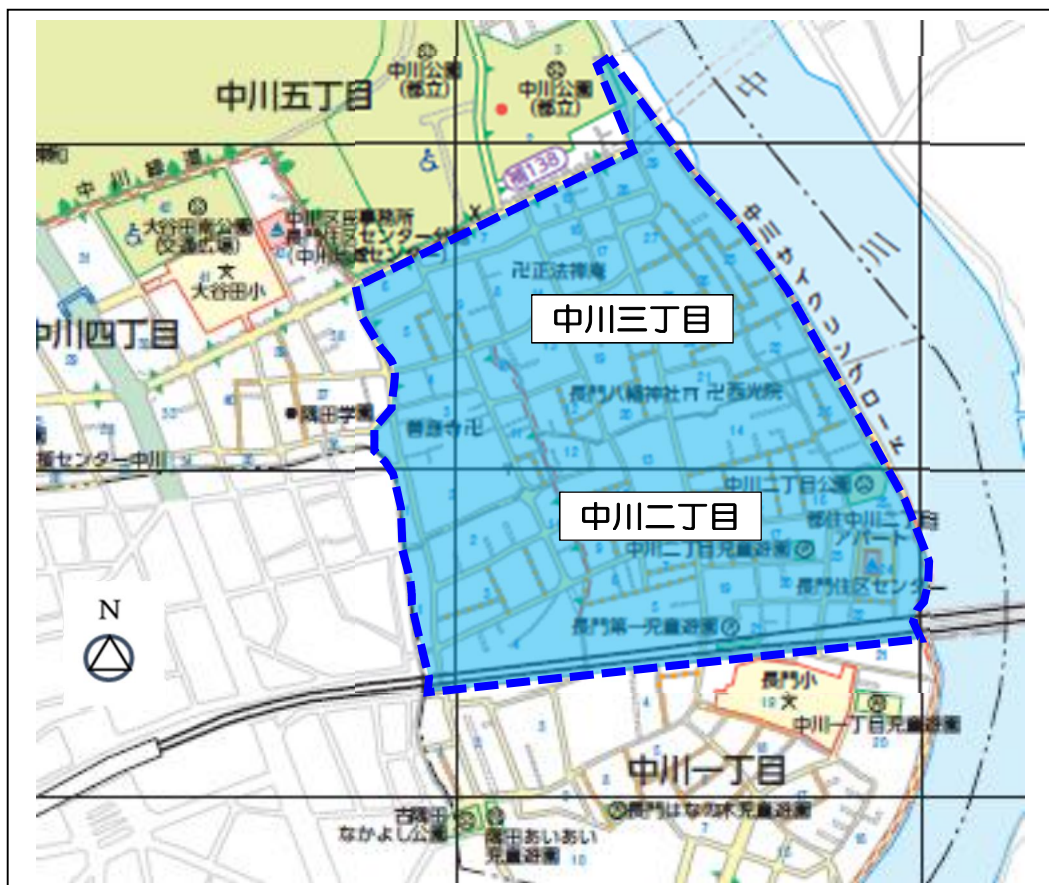
老朽建築物除却			不燃建築助成※		
令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1件 2,800	1件 2,480	3件 7,759	4件 17,315	2件 9,145	4件 16,172

※ 不燃建築物の新築工事費などの助成

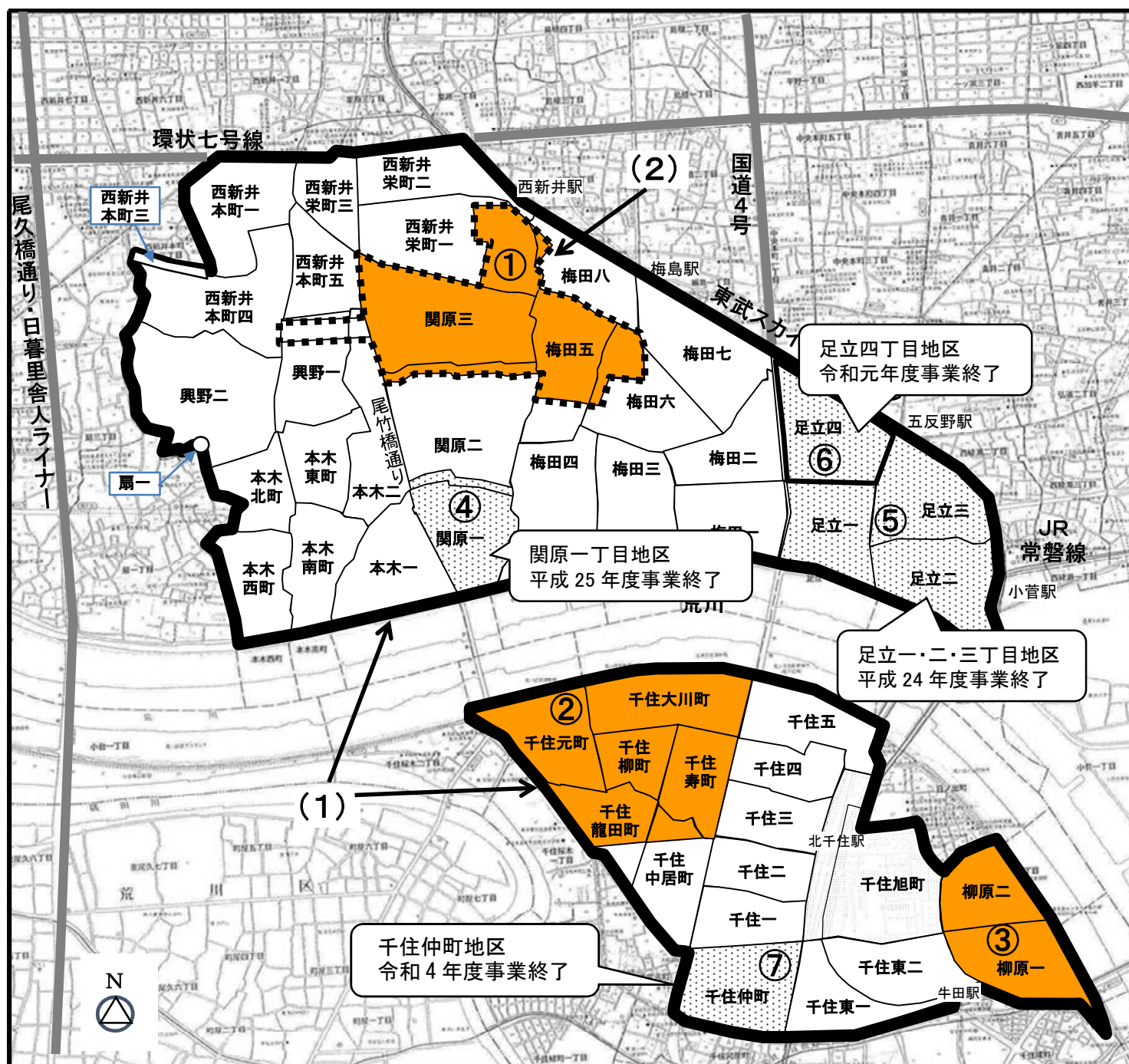
4 今後の方針

事業名	今後の方針
不燃化特区	令和8年4月1日に再指定通知を受け、令和12年度まで助成を継続し、目標値70%以上を目指す。また、今年度から不燃化建替えの建築費を約3割増額し、高齢者が同居する二世帯住宅に一律200万円を加算助成する。今後、これらを地区住民や関係権利者等へ周知するため、積極的にPR活動を行う。
密集市街地整備事業	地区内の関係権利者の協力のもと道路・公園整備を推進し、不燃領域率を着実に向上させる。また、令和7年度から柳原一・二丁目地区においても事業を実施している。
都市防災不燃化促進事業	今年度に補助第255号線梅島三丁目地区の事業導入に向け関係権利者へ事業説明及びアンケート調査等を実施し、都へ事業承認申請を行い、令和9年度からの事業導入を目指す。
中川二、三丁目周辺	都の上位計画にて防災環境向上地区に位置付けられたことをきっかけに、周辺の事業との連携を図りながら地域住民とともに防災まちづくりの検討を進める。

中川二・三丁目区域図



不燃化特区及び密集市街地整備事業地区 位置図

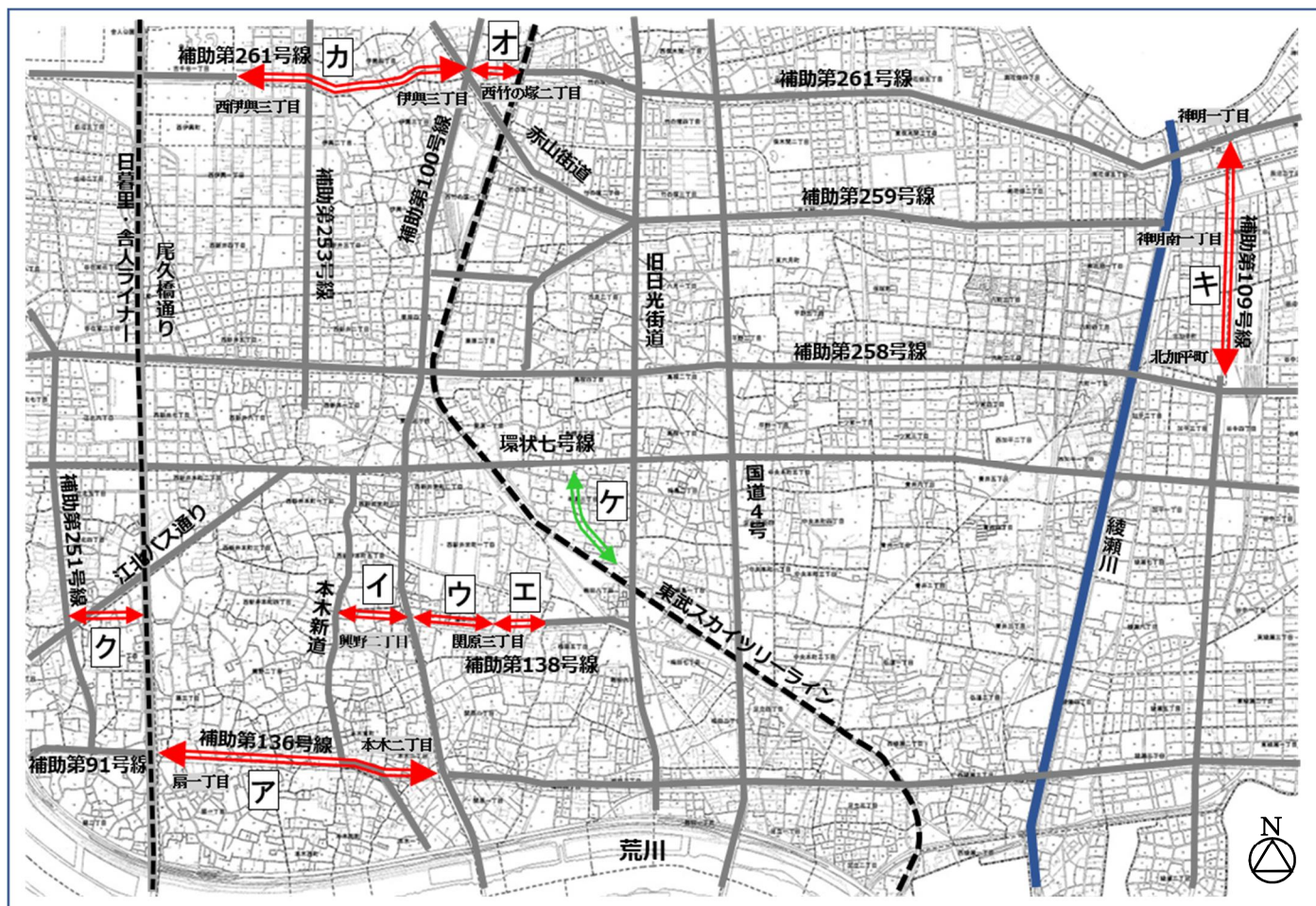


(凡例)

不燃化特区	
	(1) 足立区中南部一帯地区 不燃化特区 (646.2ha)
	(2) 西新井駅西口周辺地区 不燃化特区 (54.8ha)

密集市街地整備事業	
	(実施) ① 西新井駅西口周辺地区 ② 千住西地区 ③ 柳原一・二丁目地区
	(終了) ④ 関原一丁目地区 ⑤ 足立一・二・三丁目地区 ⑥ 足立四丁目地区 ⑦ 千住仲町地区

都市防災不燃化促進事業地区 位置図



都市防災不燃化促進事業

事業中

- ア 補助第 136 号線 扇・本木地区
 イ 補助第 138 号線 興野・本木地区
 ウ 同 西新井駅西口その 1 工区地区
 エ 同 西新井駅西口その 2 工区地区
 オ 補助第 261 号線 西竹の塚地区
 カ 同 伊興・西伊興地区
 キ 補助第 109 号線 神明・北加平地区
 ク 補助第 138 号線 江北地区【新規事業導入】

事業予定

- ケ 補助第 255 号線 梅島三丁目地区

建設委員会報告資料

令和8年7月1日

件名	細街路整備事業の取組み状況について
所管部課名	建築室建築防災課
内容	密集市街地などの防災性向上や良好な住環境を確保するために、道路のネットワーク化を図り、災害発生時の避難経路や日照、通風などを確保することを目的として、昭和60年から本事業を開始した。現在の取組み状況を以下のとおり報告する。 1 事業概要 緊急車両などの進入や災害時の避難路の確保に向け、一辺の長さがおおむね50m×100mの四角形状によって構成される道路網を指定し、区が主に4mに満たない道路の拡幅工事を行うことで整備を促進する。特に、令和4年5月に都が公表した地域危険度が高い地域において、着実に事業を推進していく。 2 細街路指定距離 222, 570m（令和8年3月時点 片側換算） 細街路事業区域図

3 実績

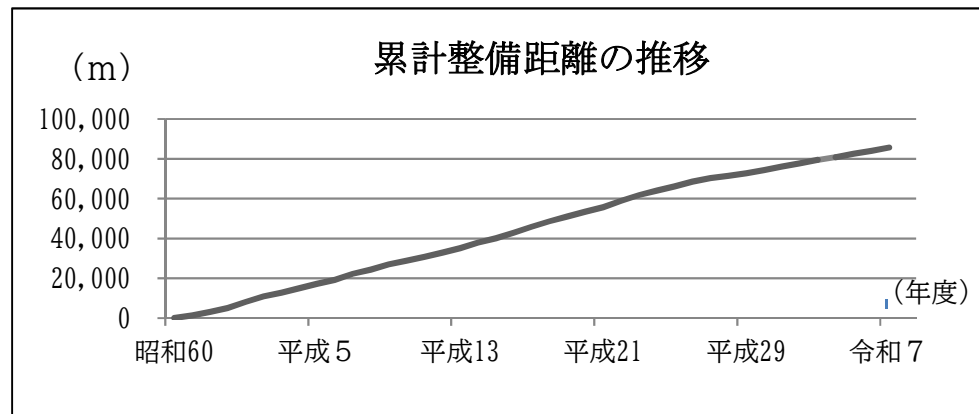
(1) 整備の件数、距離及び距離率

年 度	整備件数	整備距離 (m)	整備距離率 (%)
昭和 60 年度～令和 6 年度	5,051	84,038	37.70
令和 7 年度	108	1,591	0.77
計	5,159	85,629	38.47

(2) 進捗状況

整備距離率 38.47% (令和8年3月末現在)

(累計整備距離85,629m／細街路指定距離222,570m)



整備状況



4 令和8年度の取組み予定

(1) 当初予算

歳出 約4億4,500万円

歳入 特定財源 (国庫補助金) 4,500万円

(東京都補助金) 500万円

(2) 目標整備距離 1,600m

(3) 整備距離率 39.19% (令和8年度末見込み)

5 今後の方針

耐震化促進事業や不燃化特区事業と連携を図り、積極的に整備を推進する。

建設委員会報告資料

令和8年7月1日

件 名	「東京都における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例」の制定について								
所管部課名	建築室開発指導課								
内 容	東京都が制定した、「東京都における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例」について、以下のとおり報告する。 本条例の施行日（令和8年10月末）以降に、区内で行われる500㎡以上の宅地開発※事業区域内では、電柱・電線の新設が原則、禁止される。 ※ 宅地開発とは、以下のすべてを満たす開発事業をいう。 ① 居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行うもの（都市計画法第29条の許可を受けて行うもの） ② 新たな道路の整備（開発区域に接する既存の道路の拡幅を除く）を伴うもの 1 規制区域 足立区全域 2 本条例の概要 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宅地開発における無電柱化の推進（第3条）</td><td>宅地開発において、技術的に困難である場合等を除き、<u>電柱・電線の新設を禁止</u> ※ ただし、無電柱化に従わない場合でも、開発行為は許可せざるを得ない。</td></tr> <tr> <td>実施計画の届出（第4条）</td><td>宅地開発事業者に「<u>無電柱化実施計画届出書</u>」の<u>提出を義務付け</u></td></tr> <tr> <td>実効性の確保（第6条） （第7条）</td><td>(1) 届出書の公表 (2) 実施しない旨の届出をした者には、指導、勧告 (3) 届出をしない者又は事実と異なる内容で届出をした者には指導、勧告、公表</td></tr> </tbody> </table> 3 その他 (1) 相談窓口の設置（東京都） 公益財団法人 東京都都市づくり公社 第一防災まちづくり事務所	項 目	内 容	宅地開発における無電柱化の推進（第3条）	宅地開発において、技術的に困難である場合等を除き、 <u>電柱・電線の新設を禁止</u> ※ ただし、無電柱化に従わない場合でも、開発行為は許可せざるを得ない。	実施計画の届出（第4条）	宅地開発事業者に「 <u>無電柱化実施計画届出書</u> 」の <u>提出を義務付け</u>	実効性の確保（第6条） （第7条）	(1) 届出書の公表 (2) 実施しない旨の届出をした者には、指導、勧告 (3) 届出をしない者又は事実と異なる内容で届出をした者には指導、勧告、公表
項 目	内 容								
宅地開発における無電柱化の推進（第3条）	宅地開発において、技術的に困難である場合等を除き、 <u>電柱・電線の新設を禁止</u> ※ ただし、無電柱化に従わない場合でも、開発行為は許可せざるを得ない。								
実施計画の届出（第4条）	宅地開発事業者に「 <u>無電柱化実施計画届出書</u> 」の <u>提出を義務付け</u>								
実効性の確保（第6条） （第7条）	(1) 届出書の公表 (2) 実施しない旨の届出をした者には、指導、勧告 (3) 届出をしない者又は事実と異なる内容で届出をした者には指導、勧告、公表								

(2) 補助制度（宅地開発無電柱化推進事業）（東京都）

項 目	内 容
補助対象となる費用	無電柱化に要する設計費、工事費
補助金額	【3,000 ㎡未満の開発の場合】 無電柱化費用の 4/5 最大 2,400 万円 【3,000 ㎡以上の開発の場合】 無電柱化費用の 2/3 最大 4,000 万円

(3) 東京都事務処理特例条例改正による区への事務移譲

項 目	内 容
実施計画の届出 (第 4 条)	ア 「無電柱化実施計画届出書」の提出先
無電柱化の実施に関する助言及び指導等 (第 6 条)	ア 実施しない旨の届出をした者へ指導、勧告をすることができる。 イ 届出をしない者へ指導、勧告をすることができる。 ウ 事実と異なる内容で届出をした者へ指導、勧告をすることができる。
公表(第 7 条)	ア 指導、勧告に従わないときは、公表することができる。

※ 令和 7 年度 無電柱化の対象となる開発許可件数 13 件

4 今後の予定

令和 8 年 9 月頃 事務の手引き策定（東京都）

10 月末 施行 別紙参照 P25～29

5 今後の方針

本条例の内容を区民及び関係事業者等に周知し、的確な指導に努める。

(目的)

第一条 この条例は、東京都内の宅地開発における無電柱化を推進するために必要な事項を定めることにより、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保及び良好な都市景観の創出に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 開発行為 都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。）第四条第十二項の開発行為をいう。
- 二 宅地開発 居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為（法第二十九条第一項又は第二項の許可を受けて行うものに限る。）であって、道路の整備（次号の宅地開発区域に接する既存の道路の拡幅を除く。）を伴うものをいう。
- 三 宅地開発区域 宅地開発をする土地の区域をいう。
- 四 無電柱化 電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱（鉄道及び軌道の電柱を除く。以下同じ。）又は電線（電柱によってのみ支持されるものに限る。以下同じ。）の宅地開発区域内における設置を抑制し、及び宅地開発区域内の電柱又は電線を撤去することをいう。

(電柱又は電線の設置の抑制及び撤去)

第三条 規制区域（知事が別に定める区域をいう。以下同じ。）において宅地開発をしようとする者は、東京都規則（以下「規則」という。）で定める場合を除き、電柱又は電線を宅地開発区域内に新たに設置しないものとする。

- 2 規制区域において宅地開発をしようとする者は、規則で定める場合を除き、宅地開発区域内に現に設置されている電柱又は電線を撤去するものとする。

(実施計画の届出)

第四条 規制区域において宅地開発をしようとする者は、規則で定める日までに、規則で定めるところにより、宅地開発区域内における無電柱化の実施計画について、知事に届け出なければならない。

- 2 規制区域外において宅地開発をしようとする者は、規則で定める日までに、規則で定めるところにより、宅地開発区域内における無電柱化の実施計画について、知事に届け出ることができる。
- 3 前二項の規定による届出を行った者は、法第三十六条第一項の規定による届出の日までの間において、前二項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、知事に届け出なければならない。ただし、当該変更が規則で定める変更に該当するときは、この限りでない。

(調査等)

第五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、前条各項の規定による届出を行った者に対し、当該届出に係る宅地開発区域内における無電柱化の実施計画について必要な報告を求め、又は当該者の協力を得て、その職員又はその委任した者（以下「職員等」という。）に、当該宅地開発区域に立ち入り、調査させることができる。

- 2 知事は、前条第一項又は第三項の規定による届出を要する者から正当な理由がなく届出がない場合においては、当該者に対し、前項の例により、報告を求め、又は職員等に調査させることができる。
- 3 前二項の規定により宅地開発区域に立ち入り、調査しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ調査の実施を通知し、第一項の協力を得るための必要な要請を行うとともに、調査の実施に際しては、身分を示す証明書を関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(無電柱化の実施に関する助言及び指導等)

第六条 知事は、第四条各項の規定による届出を行おうとする者に対し、宅地開発区域内における無電柱化の実施について必要な助言をすることができる。

2 知事は、第四条第一項又は第三項の規定による届出（同条第二項の規定による届出に係る同条第三項の届出を除く。以下この項において同じ。）を要する者から当該届出があった場合において、その内容が無電柱化を実施しない旨であるとき（規則で定める場合を除く。）は、当該者に対し、必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

3 知事は、第四条第一項又は第三項の規定による届出を要する者から正当な理由がなく届出がないときは、この条例の施行に必要な限度において、当該者に対し、必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

4 知事は、第四条各項の規定による届出の内容が事実と異なると認められるときは、当該届出を行った者に対し、必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

(公表)

第七条 知事は、第四条各項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、規則で定める事項（次項において「公表事項」という。）を速やかに公表するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、第四条各項の規定による届出の内容が事実と異なることが判明したときは、当該届出に係る公表事項を公表しないことができる。

3 知事は、前条第三項又は第四項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、規則で定める事項を公表することができる。

4 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 知事は、この条例の施行の日前においても、この条例に規定する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例（令和八年東京都条例第三十一号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(電柱又は電線の設置の抑制の例外)

第三条 条例第三条第一項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げるときとする。

一 電柱を設置しようとする場合 次に掲げるとき。

イ 引込柱（宅地開発区域に接する既存の道路上の電線を当該宅地開発区域内に引き込み、無電柱化を実施するために設置する柱をいう。）を設置する場合で、当該宅地開発区域について無電柱化を実施するためにやむを得ないと認められる必要最小限のものを設置するとき。

ロ 次号イに該当し、やむを得ず電線を設置する場合で、当該電線を支持するために電柱を設置せざるを得ないとき。

ハ イ及びロに掲げるもののほか、知事がやむを得ないと認めるとき。

二 電線を設置しようとする場合 次に掲げるとき。

イ 電線を設置しようとする場所について、開発行為の実施と併せて当該電線を道路の地下に埋設することが当該道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場所であるとき。

ロ イに掲げるもののほか、知事がやむを得ないと認めるとき。

(電柱又は電線の撤去の例外)

第四条 条例第三条第二項に規定する規則で定める場合は、次に掲げるときとする。

一 宅地開発区域内に現に存する建築物に電力を継続して供給するため、宅地開発区域内に現に設置されている電柱又は電線を使用し続けることがやむを得ないと認められるとき。

二 前号に掲げるもののほか、知事がやむを得ないと認めるとき。

(無電柱化実施計画届出書)

第五条 条例第四条第一項及び第二項の規則で定める日は、開発許可（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十条第一項に規定する開発許可をいう。以下同じ。）の申請書を知事に提出する日とする。

2 条例第四条第一項及び第二項の規定による届出は、無電柱化実施計画届出書（別記第一号様式）に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行うものとする。

一 無電柱化の実施に係る工事の内容を明示した図面

二 電線を管理することとなる事業者との協議の状況に関する書類

三 無電柱化の実施に係る事業費の概算額に関する書類

四 無電柱化の実施に係る工程を明示した書類

五 その他知事が必要と認める書類

3 条例第四条第三項の規定による届出は、無電柱化実施計画変更届（別記第二号様式）に、前項各号に掲げる書類のうち知事が必要と認めるものを添付して提出することにより行うものとする。

4 条例第四条第三項ただし書に規定する規則で定める変更は、次に掲げるものとする。

一 開発区域（第一項の申請書に係る都市計画法第四条第十三項の開発区域をいう。以下同じ。）の面積の変更

二 予定建築物等の用途の変更

三 工事施行者の住所（法人にあっては、その事務所の所在地）及び氏名（法人にあっては、その名称及び

代表者の氏名)の変更

四 工事着手及び工事完了予定年月日の変更

(調査の実施の通知等)

第六条 条例第五条第三項に規定する調査の実施の通知及び協力を得るための必要な要請は、別記第三号様式により通知することにより行うものとする。

2 条例第五条第三項の身分を示す証明書は、別記第四号様式によるものとする。

(無電柱化の実施に関する指導等の対象から除かれる場合)

第七条 条例第六条第二項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合であって、当該各号に該当するときとする。

一 条例第四条第一項の規定による届出を行う場合 次のいずれかに該当するとき。

イ 第三条第一号ロ又はハに該当するとき。

ロ 第三条第二号に該当するとき。

ハ 第四条第一号に該当するとき。

ニ イからハまでに掲げるもののほか、知事がやむを得ないと認めるとき。

二 条例第四条第三項の規定による届出を行う場合 前号イ、ロ又はニに該当するとき。

(公表)

第八条 条例第七条第一項及び第三項の規定による公表は、インターネットの利用その他の広く都民に周知する方法により行うものとする。

2 条例第七条第一項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 開発許可を受けた者の住所（法人にあっては、その事務所の所在地）及び氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

二 開発区域に含まれる地域の名称

三 開発区域の面積

四 無電柱化の実施の有無

五 開発道路（宅地開発により整備する道路をいう。）及び無電柱化設備の管理の方式

六 無電柱化を実施しない場合にあっては、その理由

七 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 条例第七条第三項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 前項第一号から第三号までに掲げる事項

二 勧告の原因となった行為の内容

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(意見陳述の機会の付与)

第九条 条例第七条第四項の意見を述べる機会（次項及び第五項において「意見陳述の機会」という。）におけるその方法は、知事が口頭であることを認めた場合を除き、意見を記載した書面（以下この条において「意見書」という。）を提出して行うものとする。

2 知事は、条例第六条第三項又は第四項の勧告を受けた者に対して意見陳述の機会を与えるときは、意見書の提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、当該勧告を受けた者に対して、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

一 公表しようとする内容

二 公表の原因となる事実

三 意見書の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

- 3 前項の規定による通知を受けた者（第五項及び第七項において「当事者」という。）又はその代理人は、やむを得ない事情のある場合には、知事に対して、意見書の提出期限の延長又は出頭すべき日時若しくは場所の変更を申し出ることができる。
- 4 知事は、前項の規定による申出又は職権により、意見書の提出期限を延長し、又は出頭すべき日時若しくは場所を変更することができる。
- 5 知事は、当事者に口頭による意見陳述の機会を与えたときは、当事者又はその代理人の陳述の要旨を記載した書面を作成するものとする。
- 6 代理人は、その代理権を証する書面を、意見書の提出期限又は出頭すべき日時までに知事に提出しなければならない。
- 7 知事は、当事者又はその代理人が正当な理由なく意見書の提出期限内に意見書を提出せず、又は口頭による意見陳述をしなかったときは、条例第七条第三項の規定による公表をすることができる。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

建設委員会報告資料

令和8年7月1日

件 名	足立区在宅避難に努めるマンションへの防災備蓄品購入助成金交付要綱の改正について																
所管部課名	建築室開発指導課 危機管理部災害対策課 防災戦略課																
内 容	足立区在宅避難に努めるマンションへの防災備蓄品購入助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）を改正するので、以下のとおり報告する。 1 交付要綱の改正内容について （１）災害や停電等でエレベーターの閉じ込めに備えるため、防災キャビネット※を助成メニューに追加する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成メニュー （第２条）</td><td>ア 保存水 イ 携帯トイレ ウ 防災キャビネット（追加）</td></tr> <tr> <td>防災キャビネットの 助成金額（新規） （第５条）</td><td>ア 購入費用の３分の２ イ エレベーター１基あたりの上限額 10万円</td></tr> </tbody> </table> ※ 災害や停電等でエレベーターに閉じ込められた時に必要な備品（保存水、携帯トイレ、ライト等）が格納されているキャビネット （２）在宅避難に努めるマンションへの防災備蓄を促進させるため、交付要綱を改正する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成対象マンションの 条件緩和 （第３条）</td><td>ア 住戸数 50 戸以上又は 6 階以上 イ 防災備蓄倉庫又は集会室など共用の保管スペースが設置されていること（追加） ウ 防災備蓄倉庫や共用の保管スペースがないマンションに対しては、各住戸内で携帯トイレの備蓄を可能とする（追加）</td></tr> <tr> <td>助成対象者の追加【分譲】 （第４条）</td><td>ア 管理組合 イ 建築主（追加）</td></tr> <tr> <td>助成金の額 （第５条）</td><td>ア 購入費用の３分の２ イ 1 住戸の上限額 8 千円 ウ 助成総額の上限 80 万円（廃止）</td></tr> <tr> <td>助成申請回数の緩和 （第６条）</td><td>ア 住戸数に 8 千円を乗じた額を超えない範囲内まで助成申請が可能（緩和）</td></tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	助成メニュー （第２条）	ア 保存水 イ 携帯トイレ ウ 防災キャビネット（追加）	防災キャビネットの 助成金額（新規） （第５条）	ア 購入費用の３分の２ イ エレベーター１基あたりの上限額 10万円	項 目	内 容	助成対象マンションの 条件緩和 （第３条）	ア 住戸数 50 戸以上又は 6 階以上 イ 防災備蓄倉庫又は集会室など 共用の保管スペースが設置されていること（追加） ウ 防災備蓄倉庫や共用の保管スペースがないマンションに対しては、 各住戸内で携帯トイレの備蓄を可能とする（追加）	助成対象者の追加【分譲】 （第４条）	ア 管理組合 イ 建築主（追加）	助成金の額 （第５条）	ア 購入費用の３分の２ イ 1 住戸の上限額 8 千円 ウ 助成総額の上限 80 万円（廃止）	助成申請回数の緩和 （第６条）	ア 住戸数に 8 千円を乗じた額を超えない範囲内まで 助成申請が可能（緩和）
項 目	内 容																
助成メニュー （第２条）	ア 保存水 イ 携帯トイレ ウ 防災キャビネット（追加）																
防災キャビネットの 助成金額（新規） （第５条）	ア 購入費用の３分の２ イ エレベーター１基あたりの上限額 10万円																
項 目	内 容																
助成対象マンションの 条件緩和 （第３条）	ア 住戸数 50 戸以上又は 6 階以上 イ 防災備蓄倉庫又は集会室など 共用の保管スペースが設置されていること（追加） ウ 防災備蓄倉庫や共用の保管スペースがないマンションに対しては、 各住戸内で携帯トイレの備蓄を可能とする（追加）																
助成対象者の追加【分譲】 （第４条）	ア 管理組合 イ 建築主（追加）																
助成金の額 （第５条）	ア 購入費用の３分の２ イ 1 住戸の上限額 8 千円 ウ 助成総額の上限 80 万円（廃止）																
助成申請回数の緩和 （第６条）	ア 住戸数に 8 千円を乗じた額を超えない範囲内まで 助成申請が可能（緩和）																

(3) 交付要綱改正案（令和8年8月3日施行予定）

別紙参照 P 3 2 ～ 3 8

2 助成対象外の在宅避難の支援について

項 目	支援内容
携帯トイレの備蓄	備蓄スペースのとれる町会・自治会の防災倉庫や町会会館等に携帯トイレを配備し、災害時に必要とする地元住民への配布を検討する。
飲料水の確保	飲料水の水源は、区内7箇所の応急給水槽と2箇所の給水所及び各避難所とその周辺の応急給水栓による。区は総合防災訓練等の機会を使い、給水の方法や運営等について訓練する。

3 今後の方針

交付要綱の改正内容をマンション管理組合及び関係事業者等に周知し、災害時の在宅避難の促進に努める。

足立区在宅避難に努めるマンションへの防災備蓄品購入助成金交付要綱 新旧対照表（案）

改正前	改正後
足立区在宅避難に努めるマンションへの防災備蓄品購入助成金交付要綱 （目的） 第1条 この要綱は、災害時において区が推奨する在宅での避難に努める一定規模以上のマンションを支援するため、防災備蓄品の購入に係る経費の一部を区が助成することについて、必要な事項を定めることを目的とする。 （定義） 第2条 この要綱における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）に定めるところによるほか、次の各号に掲げる用語については、当該各号に定めるところによる。 （1） 防災備蓄品 災害時における在宅避難のための備蓄品で次の品目をいう。 ア 保存水 賞味期限が5年以上である保存容器入りの水をいう。 イ 携帯トイレ 洋式便器に取り付けた袋の中に用を足し、凝固剤又は吸水シートを用いて排せつ物を処理する非常用のトイレをいう。 （2） マンション 建築基準法上の用途が共同住宅又は寄宿舍である建物をいい、公共的な賃貸住宅（国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構及び東京都住宅供給公社が管理運営する賃貸住宅をいう。）を除く。 （3） 管理組合 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成	足立区在宅避難に努めるマンションへの防災備蓄品購入助成金交付要綱 （目的） 第1条 この要綱は、災害時において区が推奨する在宅での避難に努める一定規模以上のマンションを支援するため、防災備蓄品の購入に係る経費の一部を区が助成することについて、必要な事項を定めることを目的とする。 （定義） 第2条 この要綱における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）に定めるところによるほか、次の各号に掲げる用語については、当該各号に定めるところによる。 （1） 防災備蓄品 災害時における在宅避難のための備蓄品で次の品目をいう。 ア 保存水 賞味期限が5年以上である保存容器入りの水をいう。 イ 携帯トイレ 洋式便器に取り付けた袋の中に用を足し、凝固剤又は吸水シートを用いて排せつ物を処理する非常用のトイレをいう。 ウ <u>防災キャビネット 地震等でエレベーターに長時間閉じ込められる事態になった場合に必要な保存水、携帯トイレ、ライト等が格納されているキャビネットをいう。</u> （2） マンション 建築基準法上の用途が共同住宅又は寄宿舍である建物をいい、公共的な賃貸住宅（国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構及び東京都住宅供給公社が管理運営する賃貸住宅をいう。）を除く。 （3） 管理組合 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成

1 2 年法律第 1 4 9 号) 第 2 条第 3 号に規定する管理組合をいう。 <u>(4) 助成対象経費</u> 防災備蓄品の購入に要した費用から消費税額(消費税法(昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号)に規定する消費税額をいう。)を除いた額をいう。 (助成対象マンション) 第 3 条 この要綱による助成金(以下「助成金」という。)の対象となるマンション(以下「助成対象マンション」という。)は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。ただし、区長が特に必要と認めたものについては、この限りではない。 (1) 足立区内に存するマンションであること。 (2) 建物規模として、住戸数が 5 0 以上又は地階を除く階数が 6 以上であること。 (3) 防災備蓄倉庫_____が設置されていること。 (4) 新耐震基準を満たしているマンション(昭和 5 6 年 6 月 1 日以降に建築確認を受け、かつ、検査済証の交付を受けているもの又は旧耐震基準の建築物で、耐震診断又は耐震改修により新耐震基準への適合が確認されたマンションをいう。)であること。 2 助成対象マンションの建築基準法上の用途が寄宿舍である場合の前項第 2 号の規定については、同号中「住戸数」を「住室数」と読み替える<u>こととする。</u>	1 2 年法律第 1 4 9 号) 第 2 条第 3 号に規定する管理組合をいう。 <u>(4) 建築主 集合住宅に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらずに自らその工事をする者をいう。</u> <u>(5) 助成対象経費</u> 防災備蓄品の購入に要した費用から消費税額(消費税法(昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号)に規定する消費税額をいう。)を除いた額をいう。 (助成対象マンション) 第 3 条 この要綱による助成金(以下「助成金」という。)の対象となるマンション(以下「助成対象マンション」という。)は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。ただし、区長が特に必要と認めたものについては、この限りではない。 (1) 足立区内に存するマンションであること。 (2) 建物規模として、住戸数が 5 0 以上又は地階を除く階数が 6 以上であること。 (3) 防災備蓄倉庫又はこれと同等の共用の保管スペースが設置されていること。 (4) 新耐震基準を満たしているマンション(昭和 5 6 年 6 月 1 日以降に建築確認を受け、かつ、検査済証の交付を受けているもの又は旧耐震基準の建築物で、耐震診断又は耐震改修により新耐震基準への適合が確認されたマンションをいう。)であること。 <u>(5) 防災備蓄倉庫又はこれと同等の共用の保管スペースが設置されていないマンションにおいて、各住戸内で携帯トイレの備蓄を可能とすること。</u> 2 助成対象マンションの建築基準法上の用途が寄宿舍である場合においては、前項第 2 号の規定については、同号中「住戸数」とあるのは、「住室数」と読み替える<u>ものとする。</u>
--	--

(助成対象者) 第4条 助成金の交付を受けられる者_____は、次の各号に掲げる<u>者の</u>いずれかに該当し、災害発生後の在宅避難に備えて備蓄品を購入する<u>者</u>とする。 (1) 分譲マンションにあっては、管理組合 (2) 賃貸マンションにあっては、建物所有者又は当該マンションを管理運営する事業者 (助成金の額) 第5条 助成金の交付額は、次の各号による。 <u>(1) 助成対象経費に3分の2を乗じた額と助成対象マンションの住戸数に8,000円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額とする。</u> <u>(2) 前号の規定にかかわらず、助成対象マンションの住戸数が100戸を超える場合における助成金額の上限は、800,000円(100戸相当分)とする。</u> <u>(3) 前2号の規定にかかわらず、助成金は、当該年度における予算の範囲内で交付する。</u> <u>(4) 助成金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。</u>	(助成対象者) 第4条 助成金の交付を受けられる者<u>(以下「助成対象者」という。)</u>は、次の各号に掲げる_____いずれかに該当し、災害発生後の在宅避難に備えて備蓄品を購入する<u>もの</u>とする。 (1) 分譲マンションにあっては、管理組合<u>又は建築主</u> (2) 賃貸マンションにあっては、建物所有者又は当該マンションを管理運営する事業者 (助成金の額) 第5条 助成金の交付額は、次の各号による。 <u>(1) 防災備蓄品のうち、保存水及び携帯トイレの購入に係る助成金の交付額は、次に掲げるとおりとする。</u> <u>ア 助成対象経費に3分の2を乗じた額と助成対象マンションの住戸数に8,000円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額とする。</u> <u>イ アの規定にかかわらず、次条第2項ただし書の規定により、過去に交付を受けた額が住戸数に8,000円を乗じて得た額を超えない範囲で助成申請が行われた場合は、アの額と住戸数に8,000円を乗じて得た額から過去に交付を受けた額を減じた額とを比較して、いずれか少ない額とする。</u> <u>ウ ア及びイの規定にかかわらず、助成金は、当該年度における予算の範囲内で交付する。</u> <u>エ 助成金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。</u>
---	--

(助成の____申請) 第6条 助成金の交付を受けようとする者は、防災備蓄品を購入する前に、助成申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて区長に提出するものとする。 (1) 案内図 (2) 助成対象マンションの住戸数及び階数を確認できる書類 (3) 居住者用の防災備蓄倉庫が設置されていることを確認できる書類 (4) 新耐震基準を満たしているマンションであることを確認できる書類 (5) 防災備蓄品の購入予定品目、数量、金額等を確認できる見積書 (6) 助成対象マンションの所有者を確認できる書類	(2) <u>防災備蓄品のうち、防災キャビネットの購入に係る助成金の交付額(マンション内のエレベーター設置数1基当たり)は、次に掲げるとおりとする。</u> <u>ア 助成対象経費に3分の2を乗じた額とし、100,000円を上限とする。</u> <u>イ アの規定にかかわらず、助成金は、当該年度における予算の範囲内で交付する。</u> <u>ウ 助成金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、助成対象者は、防災備蓄品のうち、防災キャビネットのみの購入に係る助成金の交付を受けることはできない。ただし、既に保存水又は携帯トイレを備蓄しており、在宅避難に努めていることが明らかな助成対象マンションである場合については、この限りでない。</u> (助成の<u>内定</u>申請) 第6条 助成金の交付を受けようとする者は、防災備蓄品を購入する前に、助成申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて区長に提出するものとする。 (1) 案内図 (2) 助成対象マンションの住戸数及び階数を確認できる書類 (3) 居住者用の防災備蓄倉庫が設置されていることを確認できる書類 (4) 新耐震基準を満たしているマンションであることを確認できる書類 (5) 防災備蓄品の購入予定品目、数量、金額等を確認できる見積書 (6) 助成対象マンションの所有者を確認できる書類
--	--

(7) 助成申請者本人であることを確認できる書類 (8) その他区長が必要と認める書類 2 <u>この要綱に基づく助成金の交付を過去に受けている同一の助成対象マ ンションであるときは、助成申請することができない。</u> (助成の内定通知) 第7条 区長は、前条第1項の規定による助成の申請を受けた場合、当該申 請に係る書類を速やかに審査し、必要に応じて行う現地調査等により、助 成の要件を満たすと認めたときは、助成の内定及び助成金の予定額を決定 し、助成内定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。 2 区長は、前項の審査の結果、助成の要件を満たしていないと認めたとき は、申請者にその旨を通知するものとする。 (変更及び取下げ) 第8条 前条第1項の規定による助成の内定通知を受けた者(以下「助成内 定者」という。)は、内定を受けた内容を変更するときは、助成内容変更 申請書(第3号様式)により区長に申請し、承認を受けなければならない。 2 区長は、前項の審査の結果、内定を受けた内容の変更を適当と認めたと きは助成内容変更承認書(第4号様式)により、不適当と認めたときはそ の旨を助成内定者に通知するものとする。 (助成金の交付申請) 第9条 助成内定者は、防災備蓄品の購入を行った後に助成金の交付を受け ようとするときは、助成金交付申請書(第5号様式)に次の各号に掲げる	(7) 助成申請者本人であることを確認できる書類 (8) その他区長が必要と認める書類 2 <u>この要綱に基づき、防災備蓄品のうち、保存水及び携帯トイレの購入 に係る助成金の交付を過去に受けたときは、当該助成金の助成申請をす ることができない。ただし、過去に交付を受けた額が住戸数に8,00 0円を乗じて得た額を超えない範囲については、この限りではない。</u> 3 <u>この要綱に基づき、防災備蓄品のうち、防災キャビネットの購入に係 る助成金の交付を過去に受けたときは、防災キャビネットを設置したエ レベーターに関して、当該助成金の助成申請をすることができない。</u> (助成の内定通知) 第7条 区長は、前条第1項の規定による助成の申請を受けた場合、当該申 請に係る書類を速やかに審査し、必要に応じて行う現地調査等により、助 成の要件を満たすと認めたときは、助成の内定及び助成金の予定額を決定 し、助成内定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。 2 区長は、前項の審査の結果、助成の要件を満たしていないと認めたとき は、申請者にその旨を通知するものとする。 (変更及び取下げ) 第8条 前条第1項の規定による助成の内定通知を受けた者(以下「助成内 定者」という。)は、内定を受けた内容を変更するときは、助成内容変更 申請書(第3号様式)により区長に申請し、承認を受けなければならない。 2 区長は、前項の審査の結果、内定を受けた内容の変更を適当と認めたと きは助成内容変更承認書(第4号様式)により、不適当と認めたときはそ の旨を助成内定者に通知するものとする。 (助成金の交付申請) 第9条 助成内定者は、防災備蓄品の購入を行った後に助成金の交付を受け ようとするときは、助成金交付申請書(第5号様式)に次の各号に掲げる
--	---

書類を添えて区長に提出するものとする。 (1) 防災備蓄品購入費用の支払いを証する書類 (2) 購入した防災備蓄品の保管状況が分かる写真 (3) その他区長が必要と認める書類 (助成金の交付決定) 第10条 区長は、前条の規定による助成金の交付申請を受けた場合、当該申請に係る書類の内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めたときは、助成金の交付を決定し、助成金交付決定通知書（第6号様式）により助成内定者に通知するものとする。 2 区長は、前項の審査のほか、必要に応じて現場検査をすることができる。 (助成金の交付請求) 第11条 助成金の交付決定を受けた者（以下「助成金交付決定者」という。）は、助成金交付請求書兼口座振替依頼書（第7号様式）を区長に提出し、助成金の交付請求を行うものとする。 2 区長は、前項の規定による請求があったときは、助成金を速やかに交付するものとする。 (内定及び交付決定の取消し等) 第12条 区長は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、助成の内定及び助成金の交付決定を取り消すものとする。 (1) 助成内定者又は助成金交付決定者が偽りその他不正の手段により助成の内定又は助成金の交付決定を受けたとき。 (2) 助成内定者が助成の内定を受けた日より前に当該内定に係る防災備蓄品の購入を行ったことが認められたとき。 (3) その他この要綱の規定に反する等区長が助成金の交付を不相当と認めたとき。 2 区長は、前項の規定により助成の内定及び助成金の交付決定を取り消	書類を添えて区長に提出するものとする。 (1) 防災備蓄品購入費用の支払いを証する書類 (2) 購入した防災備蓄品の保管状況が分かる写真 (3) その他区長が必要と認める書類 (助成金の交付決定) 第10条 区長は、前条の規定による助成金の交付申請を受けた場合、当該申請に係る書類の内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めたときは、助成金の交付を決定し、助成金交付決定通知書（第6号様式）により助成内定者に通知するものとする。 2 区長は、前項の審査のほか、必要に応じて現場検査をすることができる。 (助成金の交付請求) 第11条 助成金の交付決定を受けた者（以下「助成金交付決定者」という。）は、助成金交付請求書兼口座振替依頼書（第7号様式）を区長に提出し、助成金の交付請求を行うものとする。 2 区長は、前項の規定による請求があったときは、助成金を速やかに交付するものとする。 (内定及び交付決定の取消し等) 第12条 区長は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、助成の内定及び助成金の交付決定を取り消すものとする。 (1) 助成内定者又は助成金交付決定者が偽りその他不正の手段により助成の内定又は助成金の交付決定を受けたとき。 (2) 助成内定者が助成の内定を受けた日より前に当該内定に係る防災備蓄品の購入を行ったことが認められたとき。 (3) その他この要綱の規定に反する等区長が助成金の交付を不相当と認めたとき。 2 区長は、前項の規定により助成の内定及び助成金の交付決定を取り消
---	---

したときは、助成内定・助成金交付決定取消通知書（第8号様式）により、当該内定及び交付決定を受けた者に通知するものとする。 3 区長は、第1項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に交付した助成金があるときは、当該助成金の全部又は一部の返還を求めるものとする。 4 前項により助成金の返還を求められた者は、直ちに、助成金を返還しなければならない。 （委任） 第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。 <u>付則</u>（7足都開発第876号 令和7年6月30日 区長決定） この要綱は、令和7年7月1日から施行する。	したときは、助成内定・助成金交付決定取消通知書（第8号様式）により、当該内定及び交付決定を受けた者に通知するものとする。 3 区長は、第1項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に交付した助成金があるときは、当該助成金の全部又は一部の返還を求めるものとする。 4 前項により助成金の返還を求められた者は、直ちに、助成金を返還しなければならない。 （委任） 第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。 <u>付則</u>（7足都開発第876号 令和7年6月30日 区長決定） この要綱は、令和7年7月1日から施行する。 <u>付則</u>（8足都開発第〇〇〇号 令和8年〇月〇日 区長決定） <u>この要綱は、令和8年8月3日から施行する。</u>
--	---

建設委員会報告資料

令和8年7月1日

件 名	花畑二丁目生コン工場への対応状況について																			
所管部課名	建築室開発指導課 環境部生活環境保全課																			
内 容	花畑二丁目生コン工場（以下「工場」という。）の建築基準法等違反に係る対応状況について、以下のとおり報告する。 1 現地調査について （1）搬入車両等の状況について 令和8年4月23日、午前7時30分から午前9時まで、開発指導課が現地調査を実施した。次のとおり、交通安全や周辺への騒音等に配慮した操業が行われていることを確認した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査日時</th><th>令和8年4月23日</th><th>令和7年4月24日 【参考】</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前8時前の砂、セメント等搬入車両の入場・出場</td><td>延べ6台</td><td>延べ3台</td></tr> <tr> <td>午前8時前の砂利の搬入車両の入場・出場</td><td>なし</td><td>なし</td></tr> <tr> <td>通学時間帯における西側道路の生コン車の通行 (午前7時30分～午前8時30分)</td><td>延べ8台</td><td>延べ12台</td></tr> <tr> <td>通学時間帯における西側道路の児童生徒の通行人数 (公園内通行を含む)</td><td>26人</td><td>16人</td></tr> <tr> <td>交通誘導員の配置 (午前7時40分～午前9時)</td><td>北側道路 2名 西側道路 2名</td><td>北側道路 2名 西側道路 1～2名</td></tr> </tbody> </table> ※ 西側道路 「位置図」 参照 [位置図] 【凡例】 西側道路 ①～④ 測定地点		調査日時	令和8年4月23日	令和7年4月24日 【参考】	午前8時前の砂、セメント等搬入車両の入場・出場	延べ6台	延べ3台	午前8時前の砂利の搬入車両の入場・出場	なし	なし	通学時間帯における西側道路の生コン車の通行 (午前7時30分～午前8時30分)	延べ8台	延べ12台	通学時間帯における西側道路の児童生徒の通行人数 (公園内通行を含む)	26人	16人	交通誘導員の配置 (午前7時40分～午前9時)	北側道路 2名 西側道路 2名	北側道路 2名 西側道路 1～2名
調査日時	令和8年4月23日	令和7年4月24日 【参考】																		
午前8時前の砂、セメント等搬入車両の入場・出場	延べ6台	延べ3台																		
午前8時前の砂利の搬入車両の入場・出場	なし	なし																		
通学時間帯における西側道路の生コン車の通行 (午前7時30分～午前8時30分)	延べ8台	延べ12台																		
通学時間帯における西側道路の児童生徒の通行人数 (公園内通行を含む)	26人	16人																		
交通誘導員の配置 (午前7時40分～午前9時)	北側道路 2名 西側道路 2名	北側道路 2名 西側道路 1～2名																		

(2) 工場周辺の騒音測定について

令和8年5月13日、生活環境保全課が工場敷地境界で現地騒音測定を実施したところ、以下のとおりの測定結果となった。

いずれの測定地点においても、規制基準値50dBを超過していた。

測定地点 (前ページ 位置図)	場 所	測定値L5※(dB)
		(午前9時10分～ 午前9時46分)
①	北側道路	73(−1)
②	西側道路	63(−5)
③	南側道路	55(±0)
④	東側道路	56(±0)

※ 測定値については、工場から発生する音だけでなく、周辺道路を走行する自動車の走行音等も含めた値である。

※ L5とは、突発的な音を除外して測定した騒音値を大きい順に並べたときに上から5%にあたる騒音値。

※ () 内は前回(令和8年1月15日)測定値からの増減を示す。

(3) 休日、夜間の騒音について

区の要請に基づいて5月22日(金)夜間、5月24日(日)午前に、工場側が騒音自主測定を行ったところ、次のとおりの結果となった。

	5月22日(金) 午後10時30分頃		5月24日(日) 午前10時頃	
場所	平均値(dB)	最高値(dB)	平均値(dB)	最高値(dB)
北側道路	44.7	67.2	43.0	49.1
西側道路	42.7	58.8	45.0	55.5
南側道路	37.7	39.7	48.7	58.5
東側道路	38.0	40.0	55.0	64.9
工場内	47.6	50.6	46.5	53.9

2 是正計画書の取扱いについて

令和8年4月17日、弁護士に建築基準法違反に係る是正計画書の取扱いについて相談したところ、是正計画の内容を外部へ示すことができないとの判断は妥当であるとの見解が示された。

なお、是正計画においては、令和10年3月を目途に違反を是正することとしている。

3 事業者に対する違反指導について

(1) 令和8年1月19日に是正計画書が提出された。

(2) 令和8年2月19日に是正計画の進捗を定期的に報告するよう指

	導した。 (3) 令和8年5月12日に工場事業者と面会し、この間の進捗状況の報告があり、是正計画に即した対応が行われていることを確認した。 (4) 令和10年3月を目途に、建築基準法違反の是正を実現するよう指示した。 4 今後の方針 (1) 是正計画が、自主的かつ着実に履行されるよう定期的に進捗報告を求め、指導し、適宜議会に報告する。 (2) 近隣への環境対策、交通安全対策に引き続き努めるよう指導する。
--	--

建設委員会報告資料

令和8年7月1日

件 名	老朽建築物等対策事業の取組みについて																															
所管部課名	建築室開発指導課																															
内 容	老朽建築物等対策事業の取組みについて、以下のとおり報告する。																															
	1 老朽家屋等の状況																															
	令和5年度実態調査により判明した老朽家屋等の令和7年度末の状況は、以下（下表参照）のとおりである。																															
	(単位：件)																															
	<table><tr><td>状 態</td><td>A+</td><td>A</td><td>B</td><td>計</td></tr><tr><td>令和6年度末</td><td>15</td><td>231</td><td>1,313</td><td>1,559</td></tr><tr><td>令和7年度末</td><td>7</td><td>215</td><td>1,227</td><td>1,449</td></tr><tr><td>解消件数</td><td>▲8</td><td>▲16</td><td>▲86</td><td>▲110</td></tr></table>	状 態	A+	A	B	計	令和6年度末	15	231	1,313	1,559	令和7年度末	7	215	1,227	1,449	解消件数	▲8	▲16	▲86	▲110											
	状 態	A+	A	B	計																											
	令和6年度末	15	231	1,313	1,559																											
	令和7年度末	7	215	1,227	1,449																											
	解消件数	▲8	▲16	▲86	▲110																											
	A+ 緊急度が高く、著しく危険な老朽家屋																															
A 管理が行き届いておらず、損傷が激しい危険な老朽家屋																																
B 一部損傷がみられるが、危険性はない老朽家屋																																
(1) 解消に至っていないA+7件の内訳																																
<table><tr><td></td><td>指導状況</td><td>建物使用の有無</td><td>備 考</td></tr><tr><td>1</td><td>協議中</td><td>無（空き家）</td><td>所有者不明土地・建物管理制度活用予定</td></tr><tr><td>2</td><td>同 上</td><td>無（空き家）</td><td>所有者による安全措置実施予定（令和8年7月末日途）</td></tr><tr><td>3</td><td>指導文送付</td><td>有（物置）</td><td>老朽家屋等解体工事助成活用による解体を要請</td></tr><tr><td>4</td><td>同上</td><td>同上</td><td>同上</td></tr><tr><td>5</td><td>同上</td><td>同上</td><td>同上</td></tr><tr><td>6</td><td>同上</td><td>無（空き家）</td><td>同上</td></tr><tr><td>7</td><td>同上</td><td>有（居住中）</td><td>同上</td></tr></table>		指導状況	建物使用の有無	備 考	1	協議中	無（空き家）	所有者不明土地・建物管理制度活用予定	2	同 上	無（空き家）	所有者による安全措置実施予定（令和8年7月末日途）	3	指導文送付	有（物置）	老朽家屋等解体工事助成活用による解体を要請	4	同上	同上	同上	5	同上	同上	同上	6	同上	無（空き家）	同上	7	同上	有（居住中）	同上
	指導状況	建物使用の有無	備 考																													
1	協議中	無（空き家）	所有者不明土地・建物管理制度活用予定																													
2	同 上	無（空き家）	所有者による安全措置実施予定（令和8年7月末日途）																													
3	指導文送付	有（物置）	老朽家屋等解体工事助成活用による解体を要請																													
4	同上	同上	同上																													
5	同上	同上	同上																													
6	同上	無（空き家）	同上																													
7	同上	有（居住中）	同上																													
(2) 解消された8件の内訳																																
ア 老朽家屋等解体工事助成 2件																																
イ 行政代執行による解体 1件																																
ウ 不燃化特区の老朽建築物除却助成 3件																																
エ 建築物耐震助成の除却工事助成 2件																																

2 行政代執行実施後の状況

行政代執行の費用回収については、特別収納対策課と相談のうえ、行政代執行を行った建物の底地（土地）の4分の1を差し押えとともに、滞納者が別に所有している荒川区東日暮里の土地について、参加差押を行うことにより保全した。

(1) 滞納者

76歳 男性（荒川区在住）

(2) 行政代執行費用の回収状況

ア 行政代執行費用

6,070,900円（延滞金を含まず）

イ 経緯

日 付	内 容
令和7年11月5日	行政代執行完了宣言
11月25日	行政代執行費用納付命令書送付 ※ 令和7年12月11日期限
12月23日	督促状送付 ※ 令和8年1月7日期限
令和8年1月15日	差押の登記嘱託申請 (19日 法務局窓口提出)
1月20日	差押書送付（滞納者） ※ 1/27受領
2月16日	※ 1月15日付差押登記完了確認
4月16日	参加差押の登記嘱託申請 (20日 法務局窓口提出)
4月20日	参加差押書送付（滞納者）
5月22日	※ 5月22日付参加差押登記完了

※ 差押土地概要等

所 在 足立区鹿浜六丁目

面 積 198.48㎡（内滞納者持分1/4）

概算評価額 約5,000万円（全体）

なお、令和8年2月27日に荒川都税事務所長が参加差押。

※ 参加差押土地概要等

所 在 荒川区東日暮里三丁目

面 積 39.15㎡

概算評価額 約670万円

他に根抵当権設定が有るものの、債権額はないことを確認している。なお、令和6年5月31日荒川都税事務所長が差押。

(3) 今後の方針

所有不動産を差し押えしているため、今後は滞納者に対し、継続的に納付を催告し、納付がなければ差し押えた土地について、換価等を検討していく。

建設委員会報告資料

令和8年7月1日

件名	住宅セーフティネット制度による低廉家賃公社住宅の入居者募集の結果について																												
所管部課名	建築室住宅課 あだち未来創造室子どもの貧困対策・若年者支援課 福祉部親子支援課 足立福祉事務所生活支援推進課																												
内容	東京都住宅供給公社（以下「ＪＫＫ」という。）の空き住戸を活用した専用住宅の公募結果について、以下のとおり報告する。																												
	1 令和8年度の募集について																												
	(1) 対象者 ア ひとり親世帯 イ 児童養護施設等退所者世帯 ウ 大学生等世帯 ※ 所得制限ほか、入居に伴う条件あり (2) 募集期間 令和8年5月25日（月）～令和8年6月19日（金） (3) 周知方法 あだち広報、ＳＮＳ、豆の木メール、児童養護施設への連絡 (4) 家賃補助額 月額上限5万円または家賃の半額のいずれか低い額の補助金を、区がＪＫＫに交付																												
	2 募集結果																												
	<table><tr><th>対象住宅</th><th>間取り</th><th>入居者負担額 (契約家賃)</th><th>公募数</th><th>応募 世帯数</th><th>応募者世帯</th></tr><tr><td>千住東町住宅</td><td>2DK (43 m²)</td><td>42,200 円 (77,500 円)</td><td>1 戸</td><td>1 世帯</td><td>ひとり親</td></tr><tr><td>青井五丁目住宅</td><td>2DK (46 m²)</td><td>40,000 円 (72,000 円)</td><td>1 戸</td><td>1 世帯</td><td>ひとり親</td></tr><tr><td>興野町住宅</td><td>2K (29 m²)</td><td>23,700 円 (41,900 円)</td><td>1 戸</td><td>0 世帯</td><td></td></tr></table>					対象住宅	間取り	入居者負担額 (契約家賃)	公募数	応募 世帯数	応募者世帯	千住東町住宅	2DK (43 m ²)	42,200 円 (77,500 円)	1 戸	1 世帯	ひとり親	青井五丁目住宅	2DK (46 m ²)	40,000 円 (72,000 円)	1 戸	1 世帯	ひとり親	興野町住宅	2K (29 m ²)	23,700 円 (41,900 円)	1 戸	0 世帯	
対象住宅	間取り	入居者負担額 (契約家賃)	公募数	応募 世帯数	応募者世帯																								
千住東町住宅	2DK (43 m ²)	42,200 円 (77,500 円)	1 戸	1 世帯	ひとり親																								
青井五丁目住宅	2DK (46 m ²)	40,000 円 (72,000 円)	1 戸	1 世帯	ひとり親																								
興野町住宅	2K (29 m ²)	23,700 円 (41,900 円)	1 戸	0 世帯																									
	※ 令和7年度公募5戸 応募3件 入居1世帯																												

3 今後の予定

時 期	内 容
令和8年7月上旬	J K Kにて入居者資格の書類審査を実施
令和8年8月1日	入居開始予定

4 今後の方針

募集回数を1回／年から2回／年に増やす等、募集方法についての検討を関係所管と行っていく。

建設委員会報告資料

令和8年7月1日

件 名	住宅政策審議会の開催結果について								
所管部課名	建築室住宅課								
内 容	令和8年度第1回足立区住宅政策審議会（以下「審議会」という。）を令和8年6月12日に開催し、住生活基本計画の改定に向けた検討を行ったので報告する。 1 開催概要 （1）開催日時 令和8年6月12日（金）午前10時～正午 （2）議事内容 ア 専門部会（住宅資産部会、くらし・コミュニティ部会）での検討結果について イ 「専門部会における検討の方向性」の再整理について ウ 目指すべき姿、基本目標、基本方針の改定案について （3）議事内容に対する主な意見、質疑に対する今後の対応案等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な意見・質問</th><th>今後の対応案等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 基本方針の改定案の表現が全体として行政的な固い表現となっている。</td><td>ア 誰でも分かりやすく伝わる表現に改める。</td></tr> <tr> <td>イ 具体的な施策や取組内容が示されていないことから、基本方針が分かりにくいものとなっている。</td><td>イ 基本方針と具体的な施策との関係性が分かるよう、記載内容の充実を図っていく。</td></tr> <tr> <td>ウ 直近の足立区は、転入者が転出者を上回る状態となっている。</td><td>ウ 背景や要因の分析を行い、その結果を施策の検討や取組み内容に反映していく。</td></tr> </tbody> </table> 2 今後の方針 本審議会でもいただいたご意見を踏まえ、次回（令和8年12月開催予定）に向けて、議論を深めるための資料作成等を進めていく。	主な意見・質問	今後の対応案等	ア 基本方針の改定案の表現が全体として行政的な固い表現となっている。	ア 誰でも分かりやすく伝わる表現に改める。	イ 具体的な施策や取組内容が示されていないことから、基本方針が分かりにくいものとなっている。	イ 基本方針と具体的な施策との関係性が分かるよう、記載内容の充実を図っていく。	ウ 直近の足立区は、転入者が転出者を上回る状態となっている。	ウ 背景や要因の分析を行い、その結果を施策の検討や取組み内容に反映していく。
主な意見・質問	今後の対応案等								
ア 基本方針の改定案の表現が全体として行政的な固い表現となっている。	ア 誰でも分かりやすく伝わる表現に改める。								
イ 具体的な施策や取組内容が示されていないことから、基本方針が分かりにくいものとなっている。	イ 基本方針と具体的な施策との関係性が分かるよう、記載内容の充実を図っていく。								
ウ 直近の足立区は、転入者が転出者を上回る状態となっている。	ウ 背景や要因の分析を行い、その結果を施策の検討や取組み内容に反映していく。								

建設委員会報告資料

令和8年7月1日

件名	大谷田地域における区営住宅の集約建替えについて						
所管部課名	建築室区営住宅更新担当課 施設営繕部東部地区建設課 福祉部高齢者はつらつ支援課 足立福祉事務所東部福祉課 建築室住宅課						
内容	大谷田地域における区営住宅の集約建替えについて、新築の実施設計が完了したので、以下のとおり報告する。 1 建設場所 【集約建替え建設敷地】 住所 足立区大谷田二丁目9番5号外 旧大谷田二丁目アパート3、5号棟跡地 敷地面積: 2661.17㎡ 管理戸数: 68戸 【廃止予定区営住宅】 大谷田二丁目アパート 4、6、10号棟 【廃止予定区営住宅】 大谷田一丁目 第2アパート1号棟 【廃止予定区営住宅】 大谷田一丁目 第3アパート3号棟  2 建物概要 <table><tr><th></th><th>内 容</th></tr><tr><td>敷地面積</td><td>2,661.17 ㎡</td></tr><tr><td>延べ面積</td><td>5,342.35 ㎡ 足立福祉事務所東部福祉課 1,717.39 ㎡ 地域包括支援センター 191.34 ㎡ 区営住宅 2,808.03 ㎡ 他、共用部等 625.59 ㎡</td></tr></table>		内 容	敷地面積	2,661.17 ㎡	延べ面積	5,342.35 ㎡ 足立福祉事務所東部福祉課 1,717.39 ㎡ 地域包括支援センター 191.34 ㎡ 区営住宅 2,808.03 ㎡ 他、共用部等 625.59 ㎡
	内 容						
敷地面積	2,661.17 ㎡						
延べ面積	5,342.35 ㎡ 足立福祉事務所東部福祉課 1,717.39 ㎡ 地域包括支援センター 191.34 ㎡ 区営住宅 2,808.03 ㎡ 他、共用部等 625.59 ㎡						

	内 容
建築面積	1, 192. 45 m ²
構造・階数	鉄筋コンクリート造 地上7階建て
建物高さ	24. 49m
住戸数・住戸プラン	68 戸 1DK 30 戸 (34. 80 m ²) (内 5 戸 車いす使用者向け (44. 37 m ²)) 2DK 33 戸 (24 戸 39. 68 m ² 、9 戸 45. 85 m ²) 3DK 5 戸 (55. 31 m ²)
各階計画	1～2 階 足立福祉事務所東部福祉課 2 階 地域包括支援センター 3～7 階 区営住宅
配置・平面・立面計画	(1) 建物は、西側道路に対して平行に配置する。 (2) 周辺の街並みや近隣居住者のプライバシーに配慮し、敷地西側にバルコニー、東側に廊下を配置する。 (別紙 1-1～1-3 P49～51 参照)

3 主な特徴

(1) 災害対策

水害時の垂直避難場所として、最大浸水深が4. 2m（概ね2階の床）のため、集会室を3階に設置した。また、防災倉庫については、福祉事務所等は2階、区営住宅は3階の集会室横に設置した。

(2) 介護がしやすい住居

車いす利用を考慮した住居を5世帯分計画した。また、それ以外の住戸に関しても、手すりの設置や廊下、出入口の間口をできるだけ広く計画し、車いす利用者に配慮した。

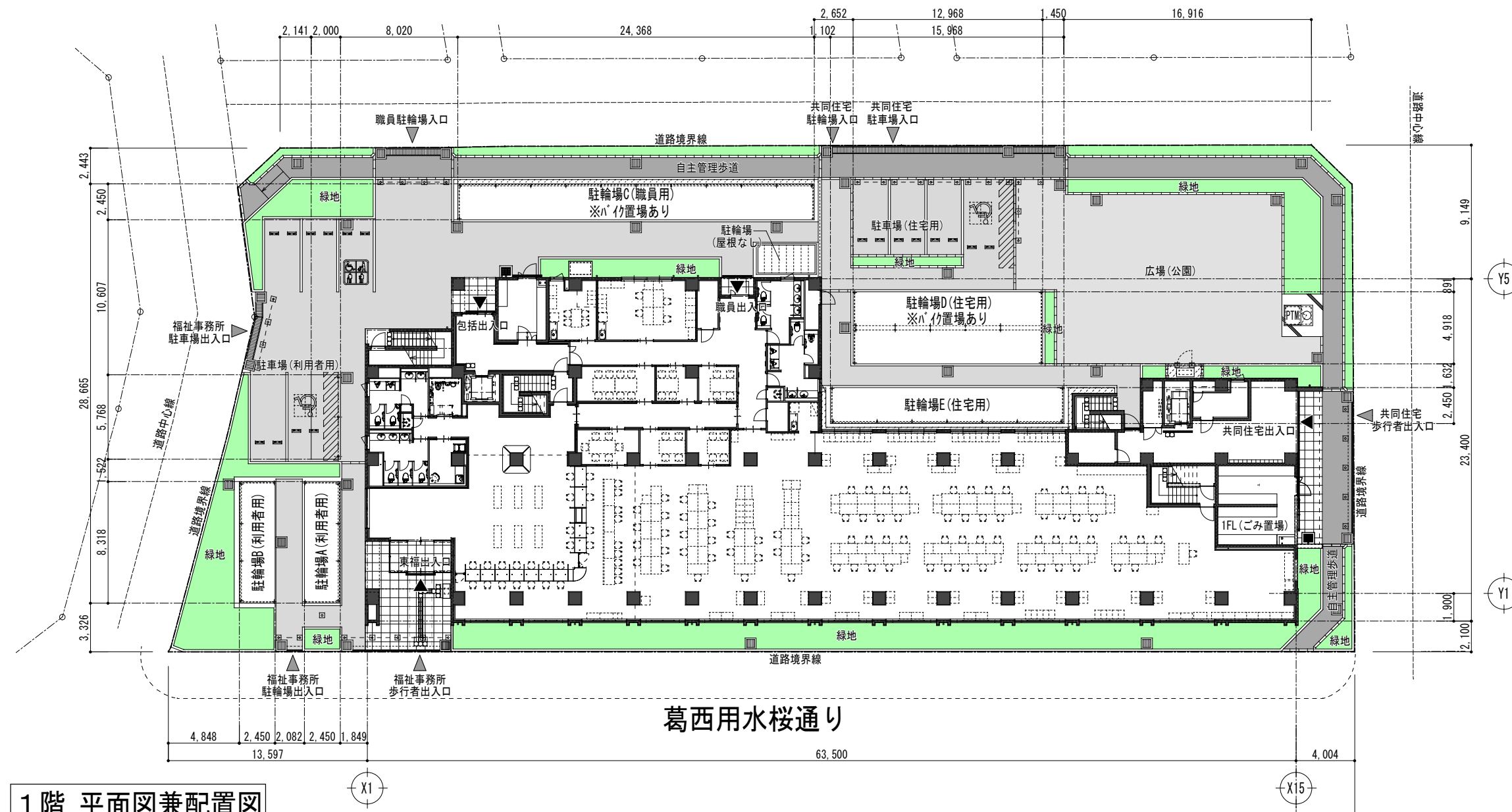
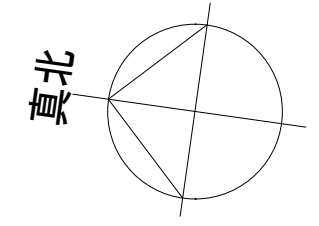
4 今後の予定

時 期	内 容
令和8年度～11年度	(1) 新築工事説明会 (2) 新築工事
令和11年度以降	(1) 福祉事務所等 開設 (2) 区営住宅 戻り入居

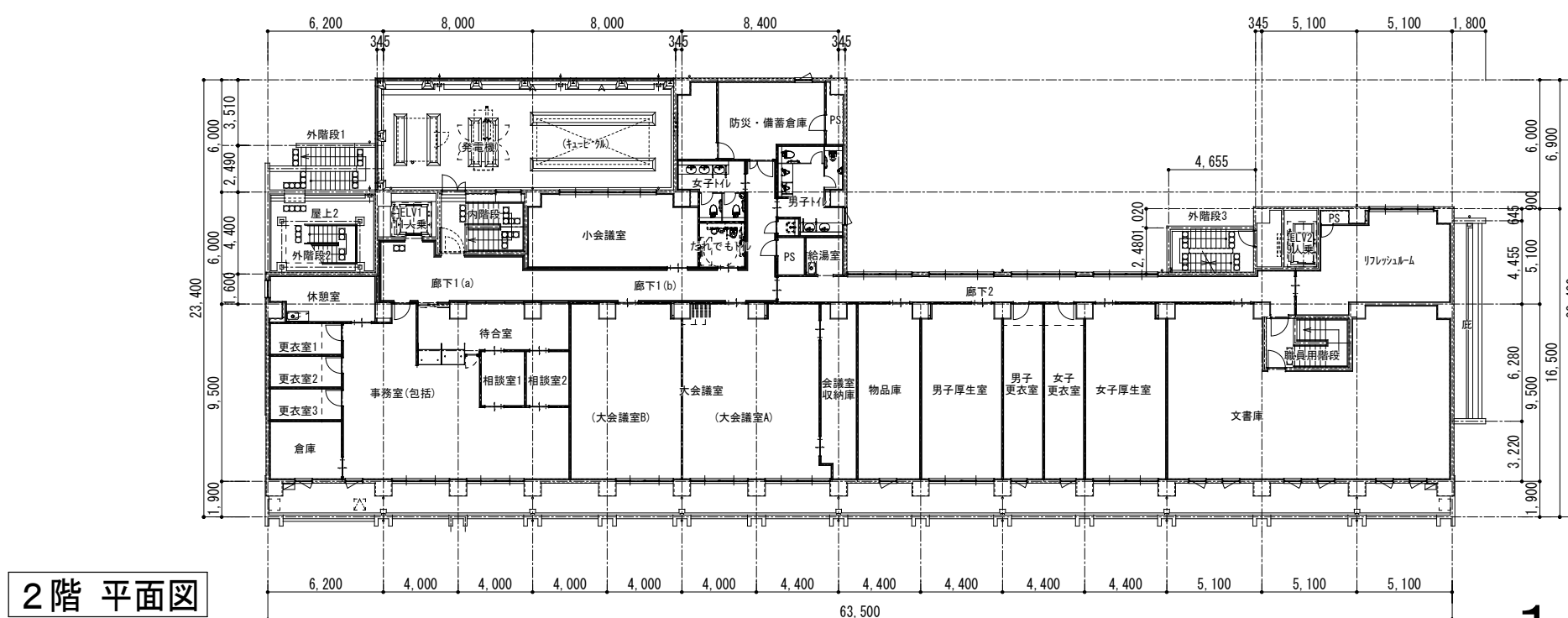
5 問題点及び今後の方針

既存建物の解体設計時に想定していた杭（既存図面を参考に設計していた杭）と大きく異なる杭が施工されていた。これにより一部、新築設計の見直しが必要となり、建物完成予定を令和10年度中としていたが、令和11年度中の完成まで遅延が見込まれることとなった。居住者への説明は、詳細が決定次第、集約建替えニュース等を活用し、丁寧に説明していく。

別紙1-1



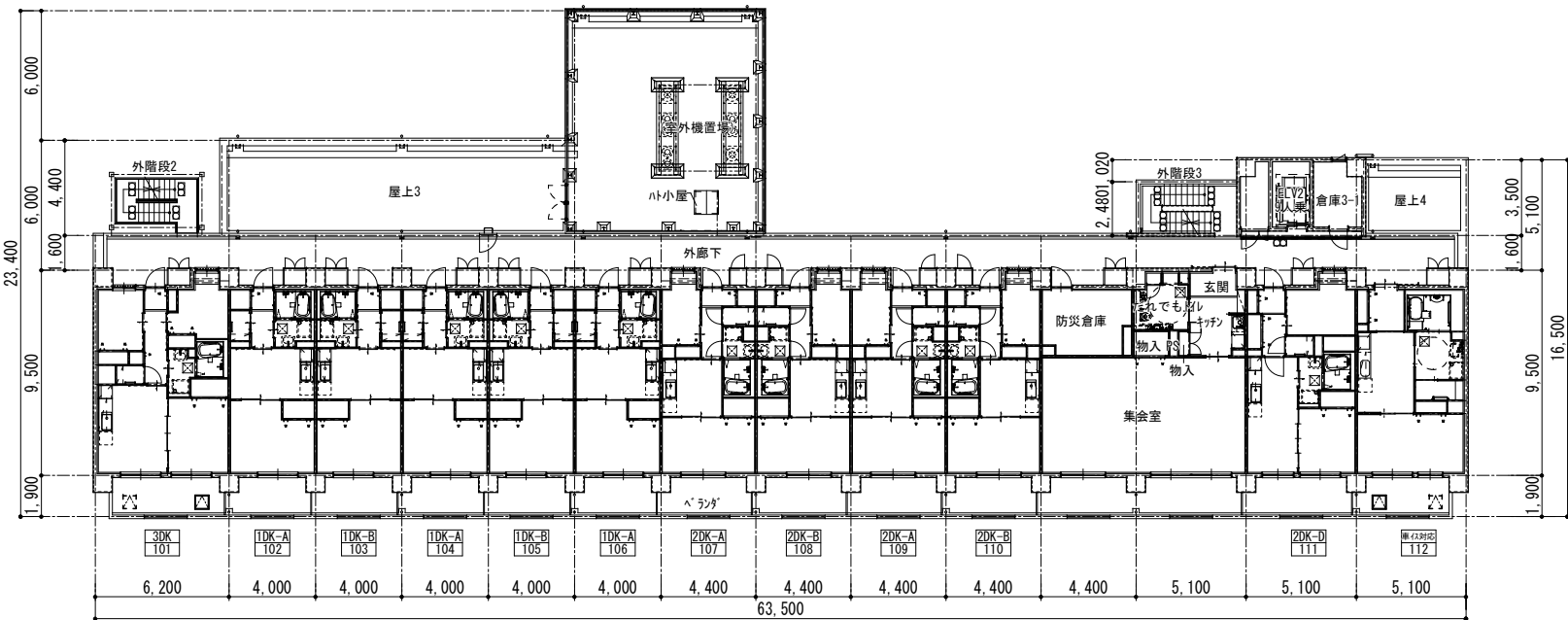
1階 平面図兼配置図



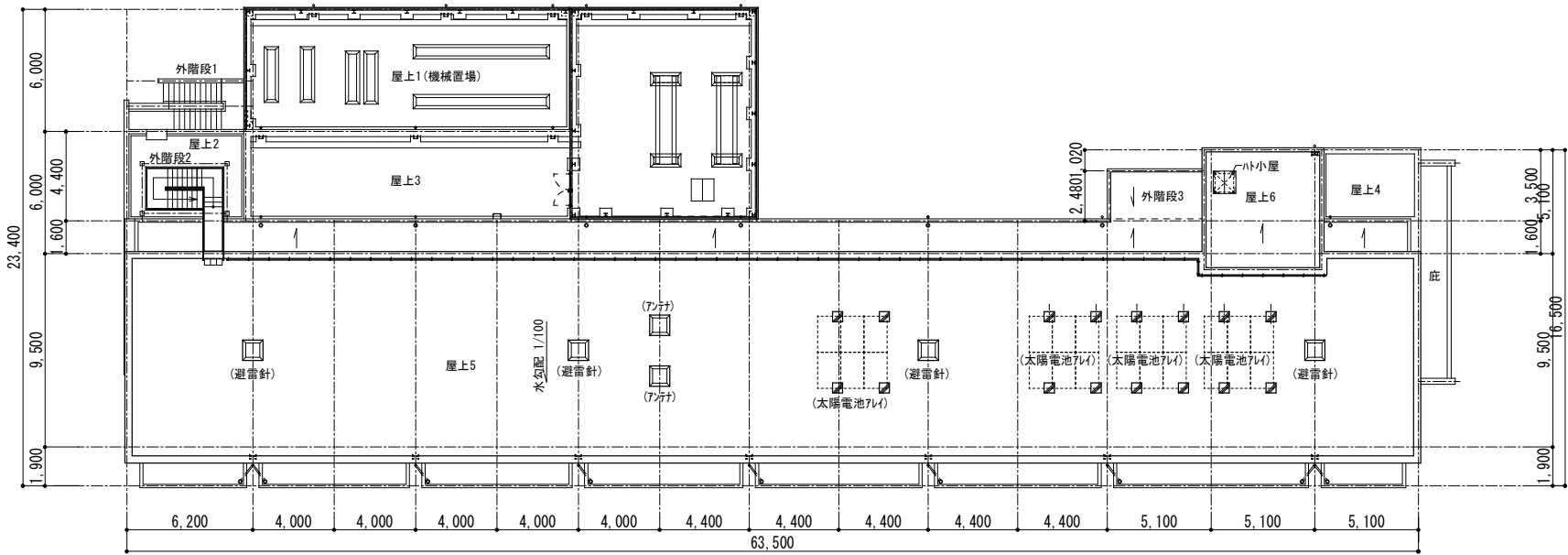
2階 平面図

1～2階平面図・配置図

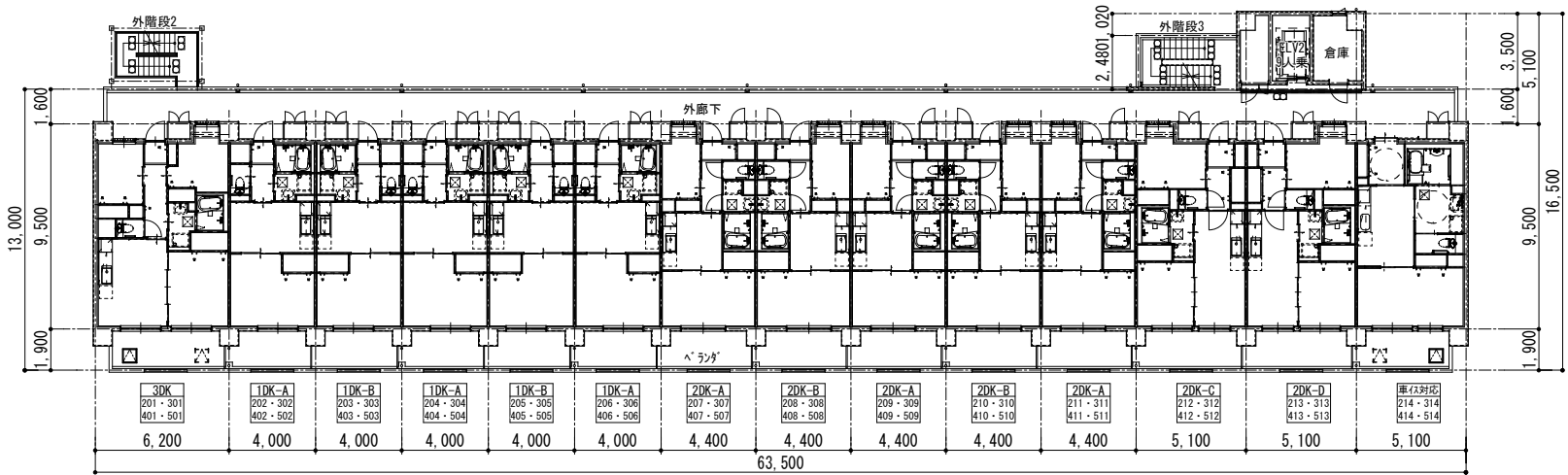
別紙1-2



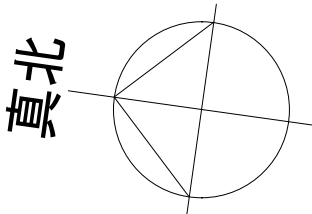
3階 平面図



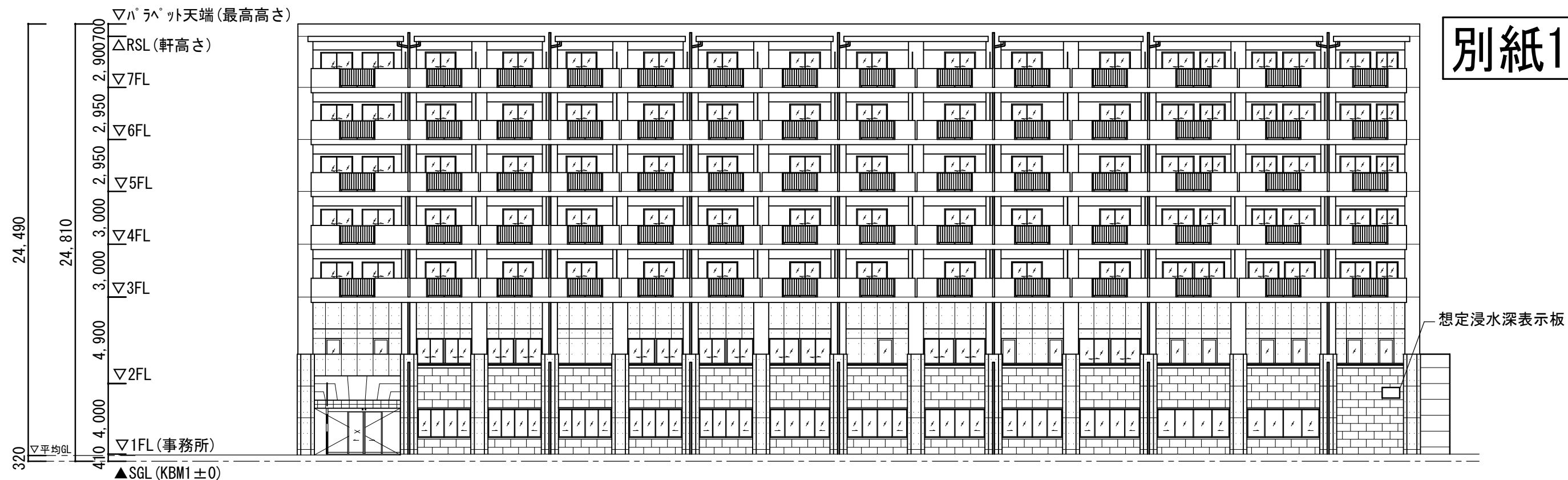
屋上階 平面図



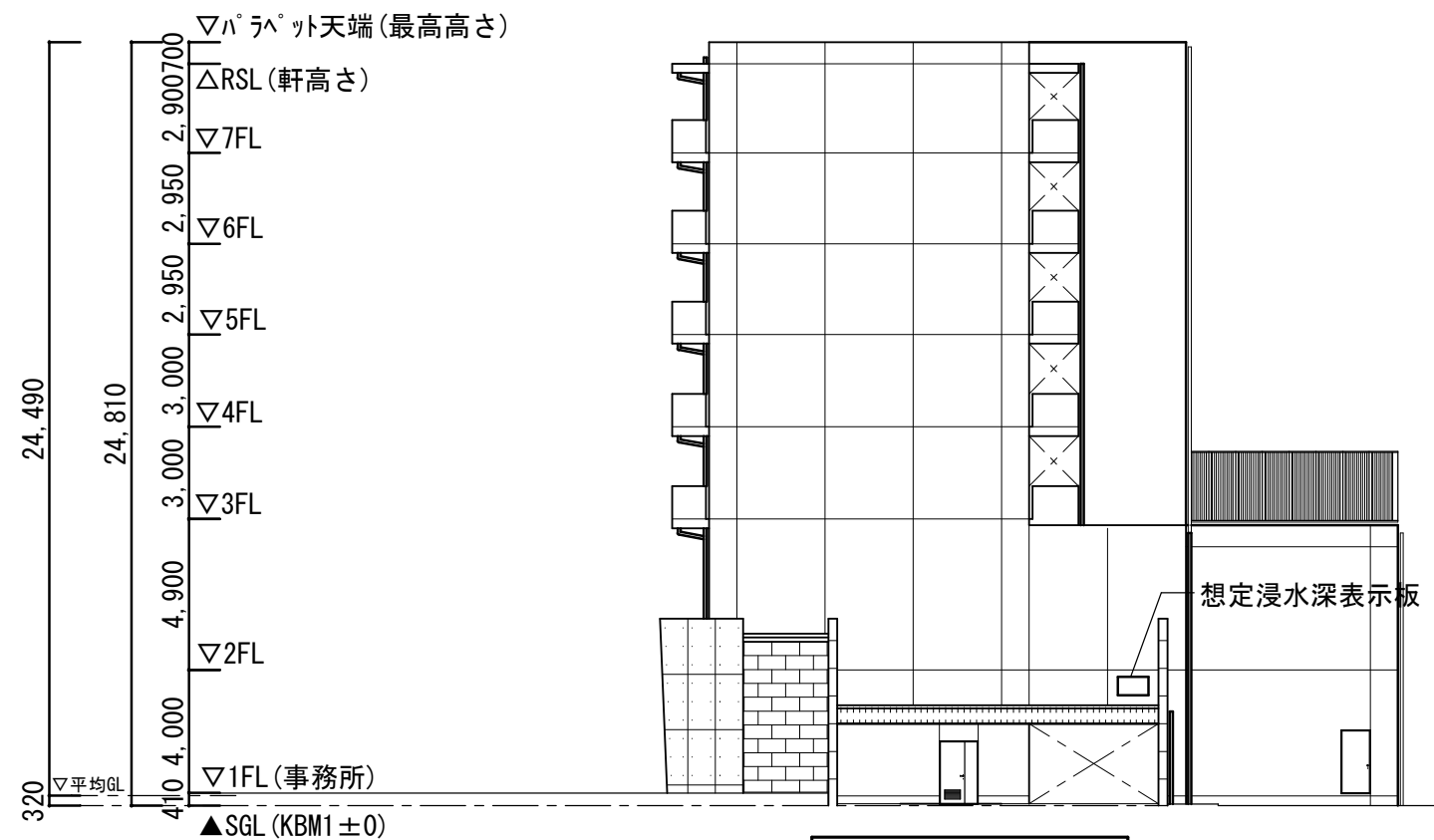
4～7階 平面図



3～屋上階平面図



西側立面図



南側立面図

立面図